

平成19年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月6日(木)～12月19日(水)

(会期14日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 6日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
12月 7日	金	本 会 議	・一般質問、質疑
12月 8日	土	休 会	
12月 9日	日	休 会	
12月10日	月	常任委員会	
12月11日	火	常任委員会	
12月12日	水	常任委員会	
12月13日	木	常任委員会	
12月14日	金	休 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	休 会	
12月19日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成19年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

1.招集年月日 平成19年12月6日

1.招集の場所 西予市議会議場

1.開 会 平成19年12月6日
午前10時00分

1.散 会 平成19年12月6日
午前11時47分

1.出席議員

1番 田 中 剛
2番 松 山 清
3番 宇都宮 明 宏
4番 松 島 義 幸
5番 元 親 孝 志
6番 嶋 川 武 文
7番 沖 野 健 三
8番 森 川 一 義
9番 亀 井 秀 男
10番 名 本 修 三
11番 河 野 作 生
12番 藤 井 朝 廣
13番 浅 野 泰 義
14番 浅 野 忠 昭
15番 三 好 幸 夫
16番 岡 山 清 秋
17番 酒 井 宇之吉
18番 兵 頭 勇
19番 山 本 英 男
20番 山 本 昭 義
21番 梅 川 光 俊
22番 鍵 原 芳 和
23番 菊 地 ミスギ
24番 宇都宮 二 朗
25番 岡 田 周 三
26番 山 本 安 男
27番 平 野 武 男
28番 大 竹 忠 盛
29番 二 宮 元
30番 坂 本 隆 重
31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

なし

1.会議録署名議員

3番 宇都宮 明 宏
4番 松 島 義 幸

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
副 市 長 別 宮 静
副 市 長 三 好 藤 治
教 育 長 二 宮 宇 明
会 計 管 理 者 森 英 二
総務企画部長 清 水 忠 夫
産業建設部長 安 藤 芳 夫
生活福祉部長 武 田 勉
教 育 部 長 上 甲 福 重
明浜総合支所長 小 玉 岩 康
野村総合支所長 三 瀬 通 忠
城川総合支所長 吉 良 孝 一
三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
消防本部消防長 中 野 竹 夫
総 務 課 長 炭 倉 貞 明
財 政 課 長 河 野 敏 雅
企画調整課長 清 水 享 司
監 査 委 員 池 畠 賢 治

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

（3番 宇都宮明宏、4番 松島義幸）

2 会期の決定

（12月6日～12月19日 14日間）

3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

4 議案第118号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について

5 議案第119号 西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について

議案第120号 西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について

- | | | | |
|---|---------|--|--|
| 6 | 議案第121号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について | 正予算(第2号) |
| | 議案第122号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第136号 平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第123号 | 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について | 議案第137号 平成19年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号) |
| | 議案第124号 | 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第138号 平成19年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |
| | 議案第125号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第139号 平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) |
| | 議案第126号 | 西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について | 9 議員派遣の件について |
| | 議案第127号 | 西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について | 本日の会議に付した事件 |
| | 議案第128号 | 西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について | 1 会議録署名議員の指名 |
| | 議案第129号 | 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 2 会期の決定 |
| | 議案第130号 | 西予市野村学園条例を廃止する条例制定について | 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 7 | 議案第131号 | 平成19年度西予市一般会計補正予算(第4号) | 4 議案第118号 八幡浜地区施設事務組合規約の変更について |
| 8 | 議案第132号 | 平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | 5 議案第119号 西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について |
| | 議案第133号 | 平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号) | 議案第120号 西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について |
| | 議案第134号 | 平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | 6 議案第121号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第135号 | 平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補 | 議案第122号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第123号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第124号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | | | 議案第125号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条 |

- 例制定について
- 議案第 1 2 6 号 西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 7 号 西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 8 号 西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 9 号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 3 0 号 西予市野村学園条例を廃止する条例制定について
- 7 議案第 1 3 1 号 平成 1 9 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）
- 8 議案第 1 3 2 号 平成 1 9 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 3 号 平成 1 9 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 4 号 平成 1 9 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
- 9 議員派遣の件について

開会 午前１０時００分

○議長 ただいまの出席議員は３１名であります。これより平成１９年第４回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今議会招集のあいさつがありません。

三好市長。

○三好市長 それでは、平成１９年第４回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

月日が流れるのは本当に早いもので、ことしも残すところ２０日余りとなりました。議員の皆様におかれましては、何かと気ぜわしい日々を送られている中、本日は本定例会にご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

この１年を振り返りますと、国政においては、社会保険庁の年金問題等に端を発し、参議院議員通常選挙では自由民主党の惨敗、そして安倍首相の所信表明直後の辞任という前例のない政局になってから今日まで、国を左右する重要法案は棚上げになったままの状態が続き、非常に混沌とした年でもございました。

また、世上では食のしにせや訪問介護大手会社などの相次ぐ不祥事が発覚し、国民を欺き、生活の安定性を根底から脅かすなど企業の倫理上の欠如がきわまった年でありました。

では、西予市はどのような年であったのか、少しばかり皆様とともに振り返ってみたいと思いますが、私そのものは、市民の皆様、議員各位の協働によりまして、西予市は順風満帆とまではいなくても、それに近いものであったと思っております。とりわけ企業誘致の推進や庁舎建設、ＣＡＴＶ事業という大型事業の推進などにおいては、現在まで順調に進めさせていただいております。

また、去る１１月２０日には、地方自治法施行６０周年記念式典におきまして、西予市が地方自治行政の運営に創意工夫し、住民の福祉を大きく進展させたということで、総務大臣より地方自治功労表彰を受けてまいりました。

さらに、その名誉ある総務大臣表彰に加え、来る１２月１８日は、本市が重点的な計画として掲げておりまして地域再生計画が認定され、これに伴う認定授与式が首相官邸で行われる運びとなっております。

また、日本一短い手紙とかまぼこ板へのコラボレーションの成功や松本市の旧開智学校と旧開明学校との記念事業なども行われ、平成１９年度が各分野において記念の年であったと、このように振り返っているところでございます。

そして、迎えるべき平成２０年においても、西予市がさらなる飛躍を遂げるために、市民の皆様、議員の皆様と一体となりまして各種事業等々に取り組んでまいりたいと考えております。どうか新しき年も倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例議会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、条例制定２件、改正９件、廃止１件、また補正予算９件、規約変更１件、諮問１件等の合計２３案件につきましてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程１）

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に３番宇都宮明宏君、４番松島義幸君の両名を指名いたします。

（日程２）

○議長 次に、日程第２、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から１２月１９日までの１４日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から１２月１９日までの１４日間と決定いたしました。

（日程３）

○議長 次に、日程第3、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員のうち、中平淳二郎氏が平成20年3月31日をもって任期満了となります。今回の任期満了に伴い、その後任について検討をしました結果、中平氏につきましては留任いただきたく推薦するものであります。

中平氏は長年にわたり教職を務め上げられ、平成10年3月末に宇和町小学校の校長を最後に退職され、平成14年4月から人権擁護委員としてご活躍をいただいております。中平氏は、人格識見高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり、適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの諮問第3号は原案のとおり同意いたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第118号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 議案第118号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の規約改正は、八西衛生事務組合と八幡浜地区施設事務組合との統合により、平成20年3月31日をもって解散する八西衛生事務組合の共同処理事務を八幡浜地区施設事務組合が継承し、同年4月1日から施設事務組合の共同処理事務とすることに伴い所要の改正を行うものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の改正に係る共同処理事務には、本市は含まれておりません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第118号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第118号「八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第 118 号は原案のとおり決定いたしました。

(日程 5)

○議長 次に、日程第 5、議案第 119 号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」及び議案第 120 号「西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について」の 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

○安藤産業建設部長 議案第 119 号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、今年度から和牛繁殖雌牛の導入を推進することにより、酪農和牛肥育経営から繁殖肥育一貫経営の移行及び規模拡大を促進し、畜産農家の安定的発展に資するため、愛媛県が新規に創設した肉用牛産地強化支援事業に取り組むことといたしております。従来同種の事業といたしまして、高齢者等肉用牛特別導入事業を野村町及び城川町の地域に限定し実施しておりましたが、今回の事業に統合し、西予市全域を対象とした事業として実施するものであります。

本条例は、当該事業に係る基金を県の補助を受けて造成することから、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、基金の効果的な運用と活用を図るために制定するものであります。

次に、議案第 120 号「西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、地場産業の振興と畜産団地の維持発展を図るため、畜産農家が生産基盤となる肥育元牛及び乳用元牛を購入する場合に、購入資金を無利子で貸し付ける西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業を実施することといたしております。この事業は、三瓶地域において従来から実施しておりましたものを、その内容を拡充し、市全域を対象とするもので、これによりまして畜産農家の所得確保を図り、酪農及び肥育農家の経営安定に資するものであります。

本条例は、当該事業に係る基金を造成することから、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、基金の効果的な活用を図るために制定するも

のであります。

以上、2 議案よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程 6)

○議長 次に、日程第 6、議案第 121 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 130 号「西予市野村学園条例を廃止する条例制定について」までの 10 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉総務課長。

○炭倉総務課長 議案第 121 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公職選挙法の一部改正により地方公共団体の長の選挙において、有権者の候補者の政策等を知る機会を拡充するため、選挙運動用ビラの頒布が認められ、条例で定めるところにより製作費用を公費で負担することができることとなりました。本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、次の市長選挙から候補者が有権者にビラが頒布できる環境を整えるため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 議案第 122 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に伴い本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定するとともに、扶養手当につきましては、子等に係る支給月額を 500 円引き上げ、6,000 円を 6,500 円に改定し、それぞれ平成 19 年 4 月 1 日にさかのぼって実施するものであります。

また、本年 12 月期の勤勉手当につきまして

は、支給割合を0.05月分引き上げ、100分の72.5から100分の77.5といたしますが、平成20年度以降については、現行の勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げることから、6月期並びに12月期の支給割合をそれぞれ100分の75とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第123号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、公的年金等の受給者である世帯主に係る国民健康保険税について、年金から保険税を天引きする特別徴収を実施すること等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲教育部長。

○上甲教育部長 議案第124号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第125号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」関連がありますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立大野ヶ原小学校校舎及び給食施設は、老朽化や耐震性に乏しく危険であるため、今年度から来年度にかけて建てかえ工事を実施いたします。その改築工事に伴い、市立惣川小学校の空き教室を市立大野ヶ原小学校の改築工事期間中の仮設校舎として使用するため、大野ヶ原小学校の所在地を惣川小学校所在地へ移すとともに、給食施設についても惣川小学校と共同で活用するため、これらの条例を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第126号「西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について」、議案第1

27号「西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、文化財保護法の改正に伴い、これらの条例中の法令引用条文について、所要の整備を行うとともに、文化財保護審議委員会の委員定数について、近隣市町における設置状況及び本市の文化財行政の取り組み状況などを勘案し、平成20年度から現行の25人から15人以下とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第128号「西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

当市の霊柩自動車は、明浜・三瓶両地域で運行いたしておりますが、宇和、野村、城川の地域においては、民間葬儀社の霊柩車を利用しているところがございます。今般、明浜地区で運行している霊柩自動車の車検が来年5月に迎えるに当たり、購入後15年が経過し、車両の老朽化が進んでいることも踏まえ、明浜地区において本市の霊柩自動車運送事業を継続することの必要性について検討をいたしました。その結果、明浜地区においても民間の霊柩車を利用することができ、住民への不便は来さないと判断をいたし、平成20年度から明浜地域における事業を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

なお、三瓶地域におきましては、当分の間従来同様に運行することといたしております。

続いて、議案第129号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、愛媛県及び西予市乳幼児医療費助成制度の対象年齢は、通院が3歳の誕生月まで、入院が就学前までとなっております。通院助成の上乗せについて検討されてきました。ご承知のとおり本市においても少子化が進んでおり、子育てを初めとする少子化対策の推進が重要な課題となっております。子供たちが健やかに成長できるようにも、妊娠、出産、子育て、そして思春期の子供等、広い範囲を視野に入れ、心と体の健康づくり

の支援や地域全体で子供たちを育てるという意識を持ったまちづくりをしていく必要がございます。このような中、本市ではごみ減量化の取り組み成果を活用した事業に関して、ごみ処理削減に伴う活用検討委員会を設置し検討をいただいた結果、かねてより本市の子育て支援の柱として計画をしておりました就学前児童の医療費の完全無料化を実施すべきと、このような答申がありました。就学前児童を育てる世帯、またこれから出産、育児をする世帯にとりまして、医療費の完全無料化は切なる願いであり、少子化傾向に歯どめをかける力強い施策になるものと確信をいたしております。

一方、愛媛県の見直しは、現行制度を維持した上で、3歳以上就学前の通院助成を自己負担額が月2,000円を超える額について応分の助成を実施することが決定されております。

今回の改正は、これらを踏まえ、本市における乳幼児に対する医療費助成の対象年齢を就学前まで拡大することで、自己負担額2,000円以下については全額助成することとし、2,000円を超える額については、県が2分の1、市が2分の1負担することで入院、通院ともに就学前までの乳幼児に対する医療費をすべて無料化し、乳幼児保健の向上と福祉の増進に寄与するものであります。

続いて、議案第130号「西予市野村学園条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

野村学園は、昭和41年に旧野村町が設置した公の施設で、精神薄弱児を対象とした児童福祉施設であります。昭和63年には野村学園に精神薄弱者更生施設を併設するとともに、社会福祉法人野村町社会福祉協会へ管理委託し運営を行ってまいりましたが、平成7年度からは、国、県からの野村学園施設の無償貸与に係る財産処分の承認を得て野村学園の経営は野村町社会福祉協会に移管され、その後現在に至っているところでございます。

今般、県からの指摘もあり、公の施設としての位置づけを見直したところ、野村学園の設置者は既に野村町社会福祉協会であり、市としては単に土地、建物を無償貸与しているのみにすぎず、公の施設としての位置づけは適当でないと判断をし、今回西予市野村学園条例を廃止するものであ

ります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

国の平成20年度予算の概要が見えてまいりましたので、まず初めに、国及び西予市の来年度の財政見通しについて触れたいと存じます。

日本経済は米経済の減速懸念、石油価格の高騰等、先行き不安要因があるものの2002年から始まった景気回復基調が続き、輸出及び景気拡大を牽引してきた企業の設備投資も増加基調であり、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き今後も企業部門の好調さが持続し、これが家計部門へ波及することにより、国内民間需要に支えられた穏やかな景気拡大が続くと見込まれるものであります。

一方、業界別では、金融、不動産など改善傾向の強い業界と公共投資が減少基調にある中で、建設、小売など停滞している業者との格差や大都市と地方圏との格差、さらに規模別の格差が見られ、全体的に底上げに至っていないなど懸念が高まっている状況であります。

こうした中、平成20年度予算につきまして、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007を踏まえ、基本方針2006に沿った最大限の削減を行うとされております。平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針では、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算として位置づけ、これまでの財政健全化の努力を今後も継続していくこと、引き続き歳出全般にわたって徹底した見直しを行うこと、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化、効率化を実施すること、基本的財政支出の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしており

ます。

また、地方におきましては、今年３月に夕張市が３５３億円の赤字を出し財政再建団体となり、財政危機の象徴的存在となったことは、記憶に新しいところであります。その後夕張問題の教訓を踏まえ、再発防止策を講じた地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成１９年６月に制定されたところであり、この法律に規定する４つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表することが義務づけられているとともに、今後示される早期健全化基準や財政再生基準以上にならないよう財政運用を行うことが必要となっております。指標の公開につきましては平成１９年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成２０年度から適用されるとなっております。

地方財政状況について見ますと、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障費の自然増等により、平成８年度以降、毎年財源不足が生じるという深刻な事態を招いております。

また、バブル経済崩壊後の数々の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により借入金残高が累積しており、平成１９年度末の地方の債務残高は１９９兆円程度、国、地方の長期債務残高は７７３兆円程度と見込まれ、その元利償還が財政を圧迫する要因となっていることなどから、構造的に極めて厳しい状況が続いております。これまで地方公共団体におきましては、厳しい歳出抑制の方針のもと、地方財政計画において給与関係費用や地方単独事業を中心に削減が進められ、事務事業の大幅かつ基本的な見直し、地方公務員の定員及び給与の削減、インフラ整備の抑制、施設更新の繰り延べなど厳しい歳出削減に取り組んできたところであります。

平成２０年度におきましては、国の取り組みと歩調を合わせ人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり歳出を厳しく抑制すること等の方針が示される見込みであり、歳出構造にまで踏み込んだ見直し、歳入面においても、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める等、節度ある財政運用に努め、効率的で持続可能な財政への転換が求められております。

一方、さきの新聞等でも報道されておりますよ

うに、２００８年度税制改正の焦点となっております地方自治体間の税収格差是正のため、地方法人２税のうち、法人事業税約４，０００億円を都市部から地方へ再配分する方向で検討されているようであります。国も厳しい財政であります、さきの参議院選挙の民意を受け、これまでの地方を切り捨てるような早急な財政改革にブレーキがかかり、地方にも目を向けられた政策がなされるようでありますし、私もこのことを強く要求していきたいと思っております。

このような状況のもとで本市におきましては、国、地方の財政状況や行財政改革の方針及び合併後のまちづくりの基本方針として、平成１７年度に作成した西予市総合計画や西予市行政改革大綱、集中改革プラン等の趣旨に基づき、総合計画で示した将来像「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」を行政改革運営の基本方針として、すべての市民が西予市の未来に夢を抱き、自然とともに共生する美しく快適、安全な暮らしを確保するため不断に行政改革に取り組み、着実にまちづくりを推進していきたいところであります。

平成２０年度予算編成では、真の自立を目指し、すべての職員が財政危機に対する認識をさらに深めるとともに、前例にとらわれない柔軟な発想や行政経営感覚が求められており、平成１８年度から導入を進めております行政改革システムをもとに、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位について厳しい選択を行い、めり張りのある資源配分、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹した簡素で効率的な行政システムの確立に留意し、財政健全化と総合計画の策定実施を図らなければならないと思っております。

さて、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ３億８０３万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２４５億８，００１万５，０００円と定めるものであります。

主な内容でございますが、今回は人事院勧告に基づき職員給与を０．２３％改定し、それらに要します経費２，２２８万５，０００円を計上しております。

総務費につきましては、ＣＡＴＶ施設運営を野村ケーブルテレビ株式会社から仮称であります、西予市ケーブルテレビに商号変更を予定する

出資法人に委託するため、個人株主、企業株主より株式を取得するための経費、新庁舎建設において平成20年1月から基本設計業務に着手するための地質調査に関する経費を計上しております。

次に、衛生費では、野村クリーンセンターのダイオキシン除去装置の煙道が腐食し、業務に支障を期するため、その取りかえ工事に係る経費、明間簡易水道配水管布設がえ工事、田之筋簡易水道配水池水位計取りかえ工事に伴う負担金及び三瓶町の簡易水道企業債の償還に対する繰出金を計上しております。

次に、農林水産業費では、愛媛県集落営農組織確保推進事業において、城川の川向・中津川集落営農組織が実施する集落農地集積促進事業と経営発展支援事業についての補助金、明浜町の塩ぶろ、ふるさと創生館、野村町の農業公園ほわいとファーム、城川町の食肉加工センターの施設老朽化に係る改善、改修工事費及び修繕に伴う経費を計上しております。

次に、商工費では、西予市企業誘致条例により誘致した指定事業者への雇用促進奨励金に係る経費を計上しております。

次に、土木費では、国道378号線や県道改良に係る県営道路事業負担金の増額変更に係る経費を計上しております。

次に、消防費では、愛媛県が実施します地上系防災通信システム整備事業に係る工事費負担金と備品購入費等を計上しております。

次に、教育費では、西予市学校教育に関する検討委員会の答申を受けて設置する西予市学校再編検討委員会に係る経費、大野ケ原小学校及び給食室改築工事に係る経費を計上しております。

なお、この改築工事は、平成19年度、20年度の2カ年の継続事業として計画しております。

次に、諸支出金では、愛媛県単独事業の肉用牛産地強化支援事業と市単独事業の地域肉用牛及び乳用牛産地支援事業創設に伴う基金を設置することから、その積立金を計上しております。

以上、歳出予算の概要でありましたが、続きまして、主な収入について説明いたします。

まず、国庫補助金では、高山漁港漁村再生交付金事業特定漁場整備事業に関するもの、大野ケ原小学校校舎及び給食室改築工事に伴う補助金などを計上しております。

県負担金及び県補助金につきましては、障害者

自立支援医療費、障害者自立支援給付費、愛媛県肉用牛産地強化支援事業補助金などを計上しております。

このほかに肉用牛産地強化支援事業の実施に伴い、野村町・城川町地域高齢者等肉用牛貸付事業を廃止・統合することによる基金繰入金や財団法人全国土地改良資金協会からの南予用水事業に対する特別型国営事業計画償還助成事業交付金などを計上しておりますが、この上で歳出に不足します財源措置として財政調整基金1,116万8,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 河野財政課長。

○河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明させていただきます。

24ページをお開き願います。

1目3節の職員手当は、主に早期退職者の特例措置による退職手当の加算金であります。退職勧奨者は54歳から58歳の者で計5名となっておりまして、この5名の職員が定年まで在職したと仮定した場合と今回の加算金としての一時金を差し引きいたしますと、約1億554万6,000円の削減になると試算しております。

次に、25ページでございますが、5目11節燃料費120万円ですが、これは燃料費の高騰による補正であります。同じく修繕料483万3,000円ですが、この主なものは、消防署の消防施設点検で指摘されておりますその修繕と三瓶総合支所の浄化槽修繕に係る経費であります。

26ページをお開き願います。

12目17節公有財産購入費2,900万円ですが、ケーブルテレビ施設運営を野村ケーブルテレビ株式会社から仮称西予市ケーブルテレビに商号変更して委託するため、野村ケーブルテレビ株式会社の株式580株を購入する経費であります。このことによりまして、西予市の持ち株が1,060株となり、全体1,200株のうち

88.33%を占有することになります。

同じく16目13節委託料610万1,000円ですが、これは現在の本庁舎敷地周辺に新庁舎を建設することで計画を進めているところではありますが、その地質調査に要する経費であります。

33ページをお願いします。

1目19節社会福祉協議会補助金817万9,000円ですが、これは社会福祉協議会へ市から2名の職員を派遣しておりますが、そのうちの1名分の人件費であります。

34ページをお願いします。

3目13節緊急通報体制等整備事業委託料401万円ですが、これは当初予算では、国県補助対象事業として介護保険事業特別会計で予算措置をしておりましたが、県の指導により一般会計へ組み替えをするものであります。

同じく4目15節工事請負費590万円ですが、これは当初予算で認めていただきました19節ひまわりの里整備補助金からの組み替えであります。同じく19節障害者施設訓練費等支援費負担金1,600万円ですが、これは支払い事務を国保連合会へ委託することになり、障害者居宅生活支援費負担金からの振りかえをするものであります。

次に、35ページでございますが、20節更生医療費160万円ですが、これは生活保護受給者に対する人工透析に係る経費であります。

36ページをお願いします。

1目20節児童扶養手当100万円ですが、これは児童扶養手当法による児童扶養手当であります。8月の現況届け出により追加認定がありましたので、その経費であります。

2目20節被用者小学校就学前特例給付費150万円ですが、これは社会保険加入世帯の3歳児から小学6年生までの児童に対する児童手当であります。

40ページをお願いします。

2目15節工事請負費714万円ですが、これは野村クリーンセンターのダイオキシン除去装置の煙道が腐食により危険な状態でありますので、その取りかえ工事に係る経費であります。

次に、41ページでございますが、1目28節上水道事業会計繰出金1,072万円であります

が、これは明浜上水道事業会計の事業償還に関する繰出金であります。

同じく1目28節簡易水道特別会計繰出金179万円ですが、この主なものは、明間簡易水道配水管布設がえ工事、田之筋簡易水道配水池水位計取りかえ工事に伴う負担金及び三瓶の簡易水道企業債の元金償還に対する繰出金であります。

42ページをお願いします。

3目19節集落営農組織確保推進事業費補助金262万3,000円ですが、これは城川町の川向・中津川営農組織が実施します集落農地集積促進事業と経営発展支援事業に対する補助金であります。

44ページをお願いします。

9目11節修繕料268万2,000円ですが、これは塩ぶろはま湯、ふるさと創生館、城川食肉加工センターの施設修繕に係る経費であります。同じく13節管理運営業務委託料1,308万4,000円ですが、これはあけはまシーサイドサンパーク株式会社のあいなん柑ジュースのカビ問題処理に対する経費1,177万円とほわいとファーム農業公園管理に対する経費131万4,000円です。同じく15節工事請負費333万6,000円ですが、これは城川食肉加工センター1階空調設備設置工事に係る経費であります。

次に、45ページでございますが、10目19節農村環境保全向上活動地域協議会推進補助金115万4,000円ですが、これは農村の過疎化、高齢化により集落機能が低下し、水路、農道等の適切な管理と保全が困難になっておりますので、農村環境等の保全と農村地域の活性化を図ることを目的とした事業であります。その事業料が確定したことによります補助金であります。

46ページをお願いします。

4目15節工事請負費748万6,000円ですが、この内訳は、田之浜漁港特定漁港整備工事650万円、高山漁港漁村再生交付金工事800万円及び周木漁港漁村再生交付金事業、これは減額701万4,000円です。

次に、47ページでございますが、5目11節修繕料162万8,000円ですが、これは城川自然ログジのエアコンとその電源修繕に係

る経費であります。同じく１３節施設整備管理委託料８００万円ではありますが、これは西予市商工会に管理委託をしております乙亥の里の管理委託料に係る経費であります。

４９ページをお開き願います。

１目１９節県営道路事業負担金５７２万円ではありますが、県道２９路線改良に伴う負担金が決まりましたので、その追加に係る経費であります。同じく墓地造成推進対策負担金２５０万円ではありますが、これは高速道路開設に伴う墓地移転推進に係る経費であります。

同じく３目１５節工事請負費３７４万１，０００円ではありますが、これは旧町地区２７７号線道路改良において用地購入費を工事費に振りかえたものであります。

同じく４目１５節工事請負費１，９５９万円ではありますが、これは高速道路周辺整備事業で実施しております稲生地区流末排水路整備工事に係る経費であります。

５３ページをお開き願います。

２目１８節備品購入費６５０万８，０００円ではありますが、これは中山間地域総合整備事業で実施しました多田地区営農飲雑用水施設の消火栓９３カ所分のホース及び管鎗購入に係る経費であります。

同じく４目災害対策費４０４万１，０００円ではありますが、これは主に愛媛県が広域的に実施します地上系防災通信システム整備事業に伴う工事費負担金とそれに伴い消防署に必要となる備品の購入費であります。

５５ページをお開き願います。

２目１３節ＣＲＴ学力検査等委託料１２８万７，０００円ではありますが、これは３年ごとに実施しております全児童を対象にした学力検査に係る経費であります。このＣＲＴ学力検査委託料は、３年生を除く中学校費でも計上しております。

同じく３目１５節工事請負費６，２６３万４，０００円ではありますが、この主なものは、大野ケ原小学校校舎及び給食室改築工事に係る経費であります。この事業は、平成１９年度と２０年度の２カ年の継続事業を予定しております。

６４ページをお開き願います。

２目単独災害復旧費１７５万円ではありますが、これは市単独災害３カ所分の復旧経費でありま

す。

次に、６５ページでございますが、１目２５節西予市地域振興基金積立金１億円ではありますが、これは地域振興に要する経費の財源に充てるため、基金の積み立てを行うものであります。

なお、この財源は合併特例債を充当いたしております。

６６ページをお開き願います。

西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金積立金４，１４８万円ではありますが、これはこれまで農林水産省が実施しておりました高齢者肉用牛特別事業が廃止となり、県の事業として肉用牛産地強化支援事業が新設されましたので、そのための基金を設置し積み立てるものであります。

同じく西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等貸付基金積立金１，５１０万円ではありますが、今説明いたしました県単独事業は、対象が繁殖農家のみの事業でありますので、肥育牛や乳用牛飼育農家に対する支援事業として市単独事業で基金を設置し積み立てるものであります。

次に、歳入でございますが、戻りまして１４ページをお開き願います。

１目１節障害者自立支援給付費国庫負担金２１６万８，０００円ではありますが、これは身体障害者補装具給付費負担金、身体障害児援護費等負担金の事業名変更に伴う組み替えであります。

次に、１５ページでございますが、１目２節次世代育成支給支援交付金７５０万円ではありますが、これは県補助金からの振りかえであります。

同じく３目２節漁村再生交付金事業補助金４２０万円ではありますが、これは高山漁港特定漁港整備工事に係る国庫補助金であります。

同じく７目１節小学校費国庫補助金２０８万３，０００円ではありますが、これは大野ケ原小学校校舎及び給食室改築に係る国庫補助金であります。

１６ページをお開き願います。

１目１節障害者自立支援医療費県負担金４９０万円ではありますが、障害者自立支援法による自立支援医療費に対する県負担金であります。

次に、１７ページでございますが、２目１節障害者自立支援給付費県補助金１億９１０万円ではありますが、これは障害者自立支援法による自立支援給付費に対する県補助金ではありますが、県の要綱が３月に確定しましたので、当初予算では計上

できず、歳出については計上しておりましたが、歳入について今回補正で計上したものであります。

同じく４目１節愛媛県肉用牛産地強化支援事業費県補助金２，０７４万円ではありますが、歳出でも説明いたしました西予市肉用牛産地強化支援事業と肉用牛貸付基金積立金に充当をしております。

１９ページをお開き願います。

２目１節明浜町ふるさと基金繰入金１，３３４万７，０００円と３目１節野村町地域づくり推進基金繰入金９３１万４，０００円ではありますが、これは明浜町塩ぶろはま湯とふるさと創生館、野村町ほわいとファームと乙亥の里に係る管理運営費、修繕等に充当をしております。

２０ページをお開き願います。

２４目城川町地域高齢者等肉用牛貸し付けに係る基金繰入金６９８万７，０００円及び２５目野村町地域高齢者等肉用牛貸付基金繰入金７４５万２，０００円ではありますが、歳出でも説明いたしました、国の事業廃止により県事業が新設されますので、その基金に充当するものであります。

同じく１目１節利益剰余金１４０万円ではありますが、これは上水道施設整備において一般会計で出資債を借り上水道会計に出資しておりますが、その出資に対する納付金であります。

次に、２１ページでございますが、５目４節特別型国営事業計画償還助成事業交付金４５２万９，０００円ではありますが、これは野村ダム南予用水事業の地元分担金の償還に対し、償還利率４％を超える利息部分が財団法人全国土地改良資金協会から助成されておりますが、今年度からその償還利率が変動金利制に見直しをされたことによるものであります。

２２ページをお開き願います。

２０款市債のうち１目総務債９，５００万円ではありますが、これは西予市地域振興基金１億円に積み立てる合併特例債であります。

次に、２３ページでございますが、７目教育費６，１９０万円ではありますが、これは大野ヶ原小学校校舎及び給食室改築事業に充当しておりますが、その内訳は、過疎対策事業債５，６２０万円、学校教育施設等整備事業債５７０万円であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。１１時２５分より再開いたします。（休憩 午前１１時１１分）

○議長 再開いたします。（再開 午前１１時２５分）

（日程８）

○議長 次に、日程第８、議案第１３２号「平成１９年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１３９号「平成１９年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの８件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 議案第１３２号「平成１９年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整と基金の積立金が主な内容でございます。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を３５万５，０００円、財政調整基金積立金を１０８万２，０００円増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金３５万５，０００円、利子及び配当金を１０８万２，０００円増額いたしました。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ１４３万７，０００円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を６１億５，４８６万３，０００円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてでございますが、今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整、狩江診療所の医薬材料費の増額、周木診療所の基金積立金の計上が主なものでございます。

それでは、診療所別にご説明いたします。

まず、依津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を１０万７，０００円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を１０万７，０００円増額し、歳入歳出予算の総額を８，２０５万１，０００円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の人件費を１２万１，０００円増額、医療用衛生材料

費を75万円増額、検査委託料を22万円増額し、歳入では老人保健診療報酬収入を105万円増額、一般会計からの繰入金を4万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,422万7,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の人件費を13万円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を13万円増額し、歳入歳出予算の総額を7,674万1,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費の人件費を11万7,000円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を11万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,967万円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を12万円増額し、予備費を同額減額して相殺いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、周木診療所の歳出では、基金積立金を3万5,000円増額し、歳入では利子及び配当金を3万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,575万3,000円といたしました。

続いて、議案第133号「平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費と高齢者事業の予算の組み替えが主なものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ627万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億6,124万5,000円と定めるものであります。内訳としまして、歳出では、総務費の総務管理費で、人事院勧告等による人件費を62万7,000円、地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業費で補助対象事業と一般財源事業の組み替えにより534万7,000円、基金積立金で介護給付費準備基金利子収入を積み立てるため30万1,000円増額いたしました。

歳入では、負担金で利用者負担金449万6,000円、地域支援事業費の増額に伴う国庫補助金34万4,000円、県補助金17万2,000円、介護給付費準備基金利子収入分30万1,000円、地域支援事業費と職員給与費等の負担分として一般会計繰入金79万9,000円、地域支援事業費の保険者負担分として基金繰入金1

6万3,000円を増額いたしました。

次に、施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。内訳といたしましては、歳出で総務費の施設管理費に職員の病休による嘱託職員の雇用等に336万1,000円、サービス事業費の施設介護サービス事業費で備品購入費として118万7,000円増額いたしました。あわせて予備費を454万8,000円減額いたしました。

次に、明浜居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。内訳といたしましては、歳出で総務費の施設管理費を19万7,000円増額し、予備費を19万7,000円減額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。内訳としましては、歳出で総務費の施設管理費で135万5,000円増額し、予備費を同じく135万5,000円減額いたしました。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 安藤産業建設部長。

○安藤産業建設部長 議案第134号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額、宇和地区簡易水道の建設改良に対する基金繰入金と三瓶地区簡易水道の企業債元利償還に対する一般会計繰入金の増額及び平成16年度から平成18年度分の消費税還付収入を計上するものであり、歳入歳出にそれぞれ929万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,465万9,000円と定めるものであります。

歳出では、総務管理費において、給料及び職員手当等合わせて9万円を増額し、施設整備事業費において測量設計委託料の40万円、工事請負費880万円を増額計上いたしております。工事請負費の増額につきましては、多田地区営農飲雑用水事業に係る工事、明間簡易水道の配水管布設がえ工事、田之筋簡易水道の配水池水位計の取りかえ工事及び南簡易水道の蔵貫小学校前水源地の水

中ポンプの設置工事、同じく南簡易水道の下泊配水池ボールタップの設置工事によるものであります。

歳入につきましては、基金繰入金５７０万円、一般会計繰入金１７９万円、消費税及び地方消費税還付金１８０万円を増額いたしております。

次に、議案第１３５号「平成１９年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に入札減による工事請負費の減額とそれに伴う県補助金等の減額及び消費税の還付収入を計上するもので、歳入歳出それぞれ２，８８２万２，０００円減額し、歳入歳出の総額を１４億４，３８７万円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で管理施設の経年による老朽化対応のため修繕費３００万円、汚泥処分量増加に伴う役務費５４０万円を増額し、施設整備費で工事請負費２，８２５万５，０００円、委託料７３１万５，０００円、消耗品費１７５万円を減額し、予備費で９万８，０００円を増額いたしております。

歳入につきましては、施設整備費の減額に伴う県補助金３，２７５万円、市債３４０万円、分担金１１２万円、繰入金９０５万円の減額及び消費税法における解釈の変更に伴う消費税還付金１，７４９万８，０００円を増額いたしております。

次に、議案第１３６号「平成１９年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、消費税還付金の増額及び公債費の減額に伴う一般会計繰入金の減額で、歳入歳出予算それぞれ１，５６３万９，０００円減額し、歳入歳出予算を９億１，０２８万３，０００円と定めるものであります。

詳細をご説明いたします。

歳出では、元利償還金の不用額発生により公債費１，５６３万９，０００円を減額しております。

また、歳入につきましては、消費税還付金による諸収入９１９万３，０００円を増額し、それに伴い一般会計繰入金を９１９万３，０００円、公債費の減額に伴い一般会計繰入金１，５５３万９，０００円、下水道事業債１０万円減額するものであります。

次に、議案第１３７号「平成１９年度西予市上水道事業会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整と明浜上水道事業会計に係る一般会計繰出金の増額をするものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

今回の補正は、支出のみの補正となっており、職員給与に係るものとして給料、職員手当、法定福利費を合わせまして１２８万４，０００円の増額をいたしております。このほか水道料金改定支援シミュレーションシステムの追加開発に伴う委託料として９０万円、減価償却費１８８万８，０００円、その他旅費、修繕料などを合わせまして営業費用を４２５万２，０００円増額いたしております。これによりまして収益的支出の総額は６億４，３２０万２，０００円となっております。

なお、この人件費の増額補正に伴いまして第４条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を１２８万４，０００円増額し、１億９８５万６，０００円といたしております。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

今回の補正は、収入のみの補正となっております。道路改良工事に伴う水道管移設に係る工事補償金７５万７，０００円及び一般会計繰入金１，０７２万円を見込み、資本的収入の総額は１億２，１８７万２，０００円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんする財源を括弧書きのとおり改めました。

以上、４議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好副市長。

○三好副市長 議案第１３８号「平成１９年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和病院の損益勘定において医業費用を減額し、同額の医業外費用を増額するものでございます。

内容につきましては、宇和病院の運営資金として借用しております一時借入金の利息分を補正す

るものでございます。

詳細について申し上げますと、支出の部の医業費用を13万2,000円減額し、医業外費用を13万2,000円増額補正いたしました。

以上の補正により、病院事業収益、病院事業費用それぞれ32億8,034万円とするものでございます。

次に、議案第139号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出で、施設事業費用の給与費経費を調整するものでありまして、これによる収益的収入及び支出の既決予定額に変更はございません。

主な内容は、給与費の給料を減額し、産前産後休暇取得者の代替え派遣に伴う経費の委託料と自動床面清浄機のリースに係る賃借料を増額調整させていただきました。

また、資本的支出では、建設改良費の資産購入で配せん車2台分が入札減となり、その額111万8,000円を減額し、資本的支出の総額は3,158万2,000円とするものでございます。これに伴い資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんする財源を括弧書きのとおり改めました。

以上、2議案ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程9）

○議長 次に、日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日12月7日午前9時から一般質問及び質疑を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

平成19年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

1.招集年月日 平成19年12月7日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成19年12月7日
 午前9時00分
 1.散 会 平成19年12月7日
 午後2時31分

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明宏
 4番 松 島 義幸
 5番 元 親 孝志
 6番 嶋 川 武文
 7番 沖 野 健三
 8番 森 川 一義
 9番 亀 井 秀男
 10番 名 本 修三
 11番 河 野 作生
 12番 藤 井 朝廣
 13番 浅 野 泰義
 14番 浅 野 忠昭
 15番 三 好 幸夫
 16番 岡 山 清秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英男
 20番 山 本 昭義
 21番 梅 川 光俊
 22番 鍵 原 芳和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二郎
 25番 岡 田 周三
 26番 山 本 安男
 28番 大 竹 忠盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆重
 31番 浅 野 豊重

1.欠席議員

27番 平 野 武男

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静

副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第119号 西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金
 条例制定について

議案第120号 西予市肥育肉用牛及び乳
 用牛産地強化支援事業等
 資金貸付基金条例制定に
 ついて

3 議案第121号 西予市議会の議員及び長の
 の選挙における公費負担
 に関する条例の一部を改
 正する条例制定について

議案第122号 西予市職員の給与に関する
 条例の一部を改正する
 条例制定について

議案第123号 西予市国民健康保険税条
 例の一部を改正する条例
 制定について

議案第124号 西予市立学校及び幼稚園

	設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 3 9 号	平成 1 9 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 2 5 号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	本日の会議に付した事件	
		1	一般質問
議案第 1 2 6 号	西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について	2	議案第 1 1 9 号 西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について
議案第 1 2 7 号	西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 2 0 号 西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について
議案第 1 2 8 号	西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について	3	議案第 1 2 1 号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 2 9 号	西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 2 2 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 0 号	西予市野村学園条例を廃止する条例制定について		議案第 1 2 3 号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
4 議案第 1 3 1 号	平成 1 9 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）		議案第 1 2 4 号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
5 議案第 1 3 2 号	平成 1 9 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）		議案第 1 2 5 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 3 号	平成 1 9 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）		議案第 1 2 6 号 西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 4 号	平成 1 9 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		議案第 1 2 7 号 西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 5 号	平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）		議案第 1 2 8 号 西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 6 号	平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		議案第 1 2 9 号 西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 3 7 号	平成 1 9 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 2 号）		議案第 1 3 0 号 西予市野村学園条例を廃止する条例制定について
議案第 1 3 8 号	平成 1 9 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）		

- 4 議案第 1 3 1 号 平成 1 9 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 5 議案第 1 3 2 号 平成 1 9 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 1 3 3 号 平成 1 9 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 1 3 4 号 平成 1 9 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度西予市上水
道事業会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 2
号）
- 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計補正予算（第 1 号）

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の傍聴まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

○議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

連日寒い日が続いておりまして、けさほども大変寒い朝でございましたが、早朝よりこのようにたくさんの皆さんに傍聴においでをいただきまして、高いところからでございますが、心から厚くお礼申し上げたいと思います。

今ほど議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の所見をお伺いしたいと思います。

今回、私の一般質問は、西予市も合併をして4年目を迎えております。この合併に対していろいろ住民の皆さんから不満の意見もあるようでございますが、そもそもこの合併とは何であったのか、私なりに検証をし、そしてまたこれからのまちづくりをどうしたらいいか、これは私の提案も含めまして理事者の所見をお伺いしたいと思います。

西予市も合併をして早いもので既に4年目になりました。そろそろ合併とは何であったのか、市民一人一人が実感させられる時期になりました。総務省が言う市町村合併とは究極の行政改革であると言わしめる背景に何があるのか、私たちはそのことを十分に理解しておく必要があると思います。明治の合併では、市町村制の施行に伴い行政上の事務処理ができる規模という名目で、7万1,000余りの町村が1万5,000市町村に合併をしました。それに続く昭和の大合併では、

新制中学校の設置、市町村消防、社会福祉、保健衛生などで事務が遂行できる規模として9,800余りの市町村が3,400市町村に合併をいたしました。これらを振り返ってみたときに、市町村合併とは、あくまでも農村問題の解決であり、末端組織である小規模町村をいかに合理的に、しかも経費的に安く国が統治可能にすることができるか、市町村合併とはそのための再編整備であり、都市部にはほとんど関係のない制度改革であることがわかります。今回の合併においても、限界集落等で悩む地方をどう救済すればいいのか、あるいは都市と地方の格差をどのように解決するかが合併の目的でないことから明らかであります。合併の必要性の中で言っていることだけを実現するのであれば、むしろ市町村合併という制度の見直しでなく、市町村長、議会、職員の意識改革で達成できたんじゃないかとも言われております。私たちはこのことを十分に認識した上でこれからの地域づくりを進めていかないと、とんでもないことになると思います。平成の合併について、市町村の合併の特例に関する法律には、自主的な市町村の合併を推進すると明記されているにもかかわらず、現実には国、都道府県知事によって半強制的に合併が進められております。時限立法であった市町村合併特例法も、17年4月にはさらに新合併特例法が施行され、5年間延長されました。何が何でも合併前の3,232の市町村を1,000程度の市町村数に整理したいと国は躍起であります。そこまでやらなければならない理由は、一体どこにあるのか。恐らく合併理念の実現のためとは看板であって、現実には国家財政の破綻と国が抱える内政事務を地方に負担させるための地方自治体の強化とグローバル社会に対応するために都市に資金を傾斜配分できる国家体制づくりにあることは、おのずと見えてまいります。今地方がそのために犠牲にされようとしております。

合併の必要性について、一つ一つ具体的に見ていくと、今回の合併によって解決したものはほとんどないことがわかります。例えば、合併の目玉である地方分権の受け皿として自治体の財政基盤の強化がありますが、合併をして強化された自治体が全国でどれほどあるのか。合併後の読売新聞のアンケート調査では、7割の市町村長が、今後も厳しい財政状況が続くと答えており、そのうち

3割がさらなる合併が必要と答えているように、決して財政基盤は強化されていないことがわかります。

また、合併のあめと言われた合併特例債も、冷静に考えれば、結果的には予算の先使いだけのことであり、人口減少社会では、逆に将来負担が心配をされます。

また、最も期待した地方交付税算定がえ、すなわち普通交付税の算定の特例についても、合併後10年間合併前の普通交付税額を全額保証し、その後5年間は激変緩和措置をとるとうたわれておりましたが、合併するや否や、三位一体の改革で約束は簡単にほごにされました。平成の大合併は、国の財政効率化のための理念なき強制合併と言われてもいたし方ないことだと思います。私たちは、市町村合併とはあくまでも手段であって、目的でないということをしっかりと認識をして、合併をしたんだからしょうがないとか、合併をしたのでとりあえず一段落などという安易な考えは捨てて、過去の合併から学び、独自に新しい自治体づくりを目指していかなければ、合併によって地方はがたがたにされることを心配いたしております。特に過去の合併では、その後の飛躍的な国の成長によってデメリットを補完してまいりましたが、今回のように成熟社会あるいはマイナス成長時代には、期待できる財政措置はほとんど見当たりません。戦後最大の危機に立たされた地方において、合併後の地域をどう立て直していけばいいのか、以下の4点についてお伺いをいたします。

まず初めに、財政基盤の強化についてお伺いをいたします。

今回の合併で一番の課題は、財政基盤をどう立て直すかであります。

しかし、財政規律を急ぐ結果、本来住民あつての行政であるべきものが、ややもすれば、行政あつての住民になりつつあるのではないかと心配をいたしております。何事においても主権は住民にあることを前提として行財政運営を行う必要があります。当然それによって行政運営も変わってまいります。例えば、長野県泰阜村の松島村長が言われておりますように、全国のすべての自治体が総合行政を行う必要が果たしてあるのか。泰阜村にとって必要のないサービスは、県あるいは国に返上してはどうかと、総合行政の放棄を提唱され

ております。このように平成の合併には腹を据えてかからないと、合併をしても生き残れないと私は思います。

そこで、私が1つ疑問に思うことは、例えば南予4市はどこも似たように厳しい財政事情にありながら、お互いが協力したり、お互いのいいところを学び取ろうとする協調姿勢が全くといっていいほど感じられません。例えば、長野県南信州18市町村では、合併よりも近隣政府構想を選択されております。広域連合の設置以来、廃棄物対策、防災対策、介護はもとより産業振興、自治体間の人事交流まで行っております。南予4市においても、独自で何もかも行う総合行政から業務を分担して近隣政府を目指せば、行政の大幅なスリム化が図られ、住民に負担をかけることなく財政基盤の強化が図られると思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

2点目として、地域自治区の創設についてお伺いをいたします。

地方自治法の一部改正によって住民自治の強化等を推進する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする地域自治区を市町村の判断により設置することができるようになりました。合併をして面積が極端に広がった市町村は、行政との距離が遠くなることによって住民の利便性が著しく低下したり、住民の意見が政策に反映できなくなったり、きめ細かなサービスが提供できなくなるなどの弊害が生じており、これを解消するためには、旧4町に地域自治区を設置して、地域内分権を目指し、末端行政の充実を図るべきであると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

3点目として、デパート行政からコンビニ行政に移行してはどうかということについてお伺いをいたします。

デパートは小売業の頂として長く君臨してまいりました。その象徴として三越デパートの正面には、いまだに百獣の王であるライオンの像が堂々と座っております。

しかし、現実はどうでしょうか。三越、伊勢丹、大丸、松坂屋といった名門デパートが次々と経営統合を余儀なくされております。これらのデパートは、いずれも都市部の一等地に威風堂々と建ち、消費者を威圧してきました。

しかし、これらの高価な施設、高価な土地、売り場面積当たりの過剰な人件費は、いずれも消費

者の負担になります。スーパー、コンビニのように、住民の利便性に対応することもできません。物のない時代に何でもそろった百貨店は、それなりの魅力がありましたが、時代の変化の中で消費者のニーズにこたえ切れなくなっております。

行政もこれと同じではないかと私は思います。どの町に行っても、町の一等地の大きな建物は、決まって庁舎であります。高齢化社会になって用事があれば本庁に来いという姿勢は、デパートの発想とどっか似ているような気がいたします。これからは、特に合併によって著しく面積が広がった自治体においてはなおさらのごとく、住民により身近な場所に行政が出向いていくのが本来の行政サービスであると思います。行政の総合デパート的発想からコンビニ行政に発想の転換を図るべきではないかと思えます。行政の都合で運営するのではなく、住民の都合で行政が動くのであれば、行政とは365日、24時間どこでも住民のニーズにこたえられる行政サービスを進めるのが本来のあるべき姿ではないかと思えますが、理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、地域自治区の強化についてお伺いをいたします。

平成の合併はどこの町でも面積が極端に広がりました。しかし、よく見てみると、意外と変わらないのが地域自治の範囲ではないかと考えます。すなわち昭和、平成と合併を繰り返しても、私たちの日常生活の行動の範囲は、意外にも昭和の合併前の旧村単位がそのまま生きているのではないかと思います。合併をすれば当然新しいまちづくりの理念を掲げ、住民の一体化の醸成を図ることを最優先的に行ってまいりましたが、いまだに大半の自治は、旧村単位で行われております。特に野村町においては、消防団組織、運動会、学校区、祭り、冠婚葬祭、自治活動のすべてがいまだに旧村単位で行われております。これは昭和の合併から約50年かけて変わらなかった事実であります。現在の市町村の枠組みよりも旧町村の方が強い実体を持っていて、今後においてもほとんど変わることはないと思います。であれば、今後のまちづくりにおいても、一体化よりも地域の特性を生かした地域振興策をとることの方が、手取り早いまちづくり推進ではないかと私は考えます。それぞれの地域の内部でどのような工夫ができるのか、地域内分権も含めて検討すべきである

と思います。特に限界集落問題が、今後大きな行政課題になることは間違いありません。これを検討する上でも、いま一度旧村単位での地域振興策を行政の重要施策と位置づけ、真剣に取り組むべきであると思いますが、理事者の考えをお伺いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 おはようございます。

元親議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の第1点目の財政基盤の強化についてご答弁を申し上げます。

西予市の財政におきまして、歳入の面では、三位一体改革により交付税や補助金が削減され、その見直しとして税源移譲がなされております。西予市のような過疎地域におきましては、その効果も余り期待ができないわけでございます。歳出につきましては、職員の削減や行政評価導入により経費の削減努力はしているわけであります。

しかし、合併優遇措置の終了いたします平成31年度には、今よりさらに普通交付税が17億円ないし18億円減少することが予想されるわけでございます。それに耐え得る財政基盤の整備、方向づけが今から求められているわけでございます。これからも引き続き住民あつての行政という基本姿勢の中で、歳入を確保していく努力と行財政改革の推進、行政評価システムの導入によりまず事務事業の見直し等を積極的に推進しながら歳出を抑制していくという努力を続けなければならないと考えているところでございます。このことにつきましては、すべての自治体において全く同じであろうというように考えております。現在八幡浜市に搬送しておりますごみにつきましては、平成25年3月で契約期限が終了いたしますので、八幡浜市、西予市、伊方町の2市1町でその後の対応につきまして、八幡浜ブロックごみ処理広域化計画推進協議会を立ち上げまして協議を進めているところでございます。

また、防災通信システム関係では、県が中心となりまして広域的に整備がなされております。

さらに、税の面では、愛媛地方税滞納整理機構が立ち上げられまして、既に成果を上げていることはご案内のとおりでございます。同時に医療の

面でも、平成20年4月より現在の保険制度から後期高齢者医療制度に変わり、県内全市町が加盟する広域連合が設立される予定であります。このようにいろいろな分野で広域化の検討がなされておるといこともご理解をいただきたいというように思います。

しかしながら、広域化することによって住民のサービスが低下となることもあるわけでありまして、そのことも含め財政支出を抑制していく努力の中で、広域的に実施した方がよいものにつきましては、今後積極的に検討してまいりたい、このように考えているわけでありまして。

2点目の地域自治区の創設につきまして答弁を申し上げます。

ご質問の地域自治区の設置は、地方自治法の改正によりまして、2005年度から施行されたものでございまして、自治区の創設は住民に予算や意思決定等の権限を移譲することであり、住民と行政がともに地域を治めることへの新たな可能性を見出すものであります。本来自治は、団体自治と住民自治で成り立つものでございまして。住民自治でのよりよい地域社会をつくる上からも、設置する場合にあっても決して行政からの押しつけであってはならない、そのように考えているわけでありまして。これは、自治とは自分たちのことは自分で行うという基本があるからであります。今回の合併で住民の意見が政策に反映できないと、きめ細かいサービスが提供できていない弊害が生じているとご質問がありましたけれども、現在の日本の状況等を考えたとき、ある程度は皆さんにご理解をいただいているのではないかと、このように考えているわけでありまして。こうした問題に即応するために、現在総合支所方式での行政運営をいたしておるところでございまして。住民の一番身近なところには、地区公民館もそのまま存続してまいりましたし、今後も存続をしていく考えでもございまして。サービスの低下を最小限にとどめる努力をこのようにしてきたところでもございまして。

また、合併前から見ますと、議員さんの数は確かに少なくなりました。しかし、旧町には地域審議会や各種委員会も各旧町からも平等に皆さんにご参加を願っているところでもございまして。その中で建設的な意見や提言をいただいているというように考えております。そうした市民の皆さんの

意見があるとすれば、私どももしっかりと事情の説明を申し上げなければならないというように考えております。こういう状況下のもとで、個々に何ができるか、施策にめり張りをつけながら現行行政運営の中で市民の皆さんの要望また提言を施策の中にしっかりと反映していくような努力してまいりたいと、このように考えているわけでありまして。

3つ目のデパート行政からコンビニ行政についてでございますけれども、コンビニ行政の転換によるまちづくりの考え方でありまして、現在の行政組織は、先ほど申し上げましたように総合支所方式で、従来の機能をほぼそのまま残しておるところでございまして。本庁舎を建設を機に業務の集約を進めながら本庁支所方式を想定をいたしておるところでございまして。支所機能の考え方といたしましては、市民の皆さんが不便を感じるような直接的なサービス提供に関する窓口機能や地域密着部門を持つ組織として地域サービスをしっかりと支えていきたいと、このように考えております。西予市でのコンビニ行政に当たるものとして、地域特性を生かした地域対応職員の配置、また公民館機能の充実のための支援員の配置を検討するなど、住民の目線で身近な、そして西予市の地理的条件に合った独創的な行政機能を目指して今後検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございまして。

また、行政サービスの提供の概念は変わりつつありますけれども、市役所が独占的に行うこれは事業ではなく、地域のニーズや事情に応じた住民またNPO、民間企業との間で適切に役割を分担しながら仕組みづくりが今後必要ではないかといったようなこともあわせて検討課題とさせていただきたいと、このように考えておるところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私の方から答弁をさせていただく前に、ことしも残すところ20日余りとなってまいりました。本当に何かと気ぜわしい時期でございますけれども、このように早朝から多くの方が傍聴いただきましたことを心から厚く感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

す。

それでは、元親議員のコミュニティー自治の強化についてについて私の方から回答をさせていただきたいと思います。

昭和の合併から50年余りの長きにわたり、それぞれの旧町において特色のあるまちづくりが進められてまいりましたけれども、皆さんの旧町に対する愛着というものは、殊のほか大きいものであると思っております。我が市は平成の合併により心機一転市制をしき、和と団結の象徴として、西予市の名をもって装いも新たに出発して今日に至っているところでございます。これまで何度も申し上げてまいりましたけれども、グローバルに考え、ローカルに実践するという理念は、市の一体感を醸成し、市民の行政満足を上昇させていくことにあります。

しかし、逆の考え方をすれば、旧町単位あるいは限られたこれまでの地域での実践を多面的に拡大していくことは、十分可能なことであります。それぞれの自治会で行われているコミュニティー活動は、昔から大切にされてきた地域独自の相互扶助がもたらせたもので、これには長い歴史の重みがあり、一朝一夕で生まれたものではありません。最近注目されるようになってきました限界集落問題も、本年6月の第2回の定例議会での質問にお答えさせていただきましたが、西予市においても、現在は19.1%、10年後には69%の集落が該当することが想定されます。限界集落の域を超えた集落をそのまま手を加えずに放置していますと、やがて消滅集落へと向かうわけでありまして、そのような集落が多くなってまいりますと、町そのものが限界自治体と言われるようになってまいります。限界自治体であります。2000年に中国地方に1つありました。2015年には51、なんと2030年には144の自治体が限界自治体に転落すると言われております。今日の人口動向によっては、さらに加速する可能性もあります。私は20年度の西予市の施策の中で、集落の整備を重点的に考えていきたいと考えております。

まず、各集落で今後の集落のあり方を住民みずからが議論していただきたいと思っております。この問題は、小さな集落単位では対策も限られることもありましようから、隣接集落や地区公民館単位あるいは代表区等の広域的な取り組みの中で

考えていくことが大切であると思っております。住民みんなが知恵を出し合えば、ここに住んでよかったと思える地域づくりが必ず進められていくと思っておりますし、またそうでなくてはならないと思います。いずれにしても、住民みずからがどう現実に向き合い、自主的な考えのもとでどう進めていくか、地域独自の取り組みを尊重しながら市といたしましても集落の整備に対する支援を検討していきたい考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5 番元親孝志君。

○5 番元親孝志君 それでは、まず1点再質問させていただきます。

まず、私は今行政が財政効率化のために一生懸命努力をされておる中で、末端行政をとにかく充実せよということを私は執拗に言うております。その理由といたしまして2つばかり申し上げたいと思いますが、まず先般、世界の国でどの国に一番住みたいかというアンケート結果を見ましたら、日本は7番目でした。そしてその上位を占めているのが、北欧のスウェーデン、フィンランド、ノルウェーでありました。この国がなぜそれだけ世界から住みたい国に上げられておるかということを見たときに、非常に末端自治が充実しておるということを私は痛切に感じております。ですから、経済至上主義もわかりますが、やはり人間が住みたくなるような国っていうのは、この末端行政の充実にあるんじゃないかという私の理念がありますので、こだわっておるところであります。

それから、もう一点ですが、今の地方の過疎化、高齢化っていうのは、これは半端なものではないと、私は非常に危機感を持っております。これを解決していくためには、今までのような常套手段では、恐らく無理であろうというふうに個人的に判断をいたしております。やはりこれは何かといえば、ウルトラCを使わなければ、この問題は解決しないというぐらいに思っております。

そこで、非常に飛躍的な提案をするわけですが、先ほど提案しました財政基盤の強化についての話でございますが、今回の市町村合併で総務省が目指した合併の規模というのは、私は人口で言えば20万都市以上を総務省が目指されたと思

います。西予市は合併して4万5,000でございます。はるか追いつきません。そこで考えたときに、20万都市といったらどの範囲をいうかというと、南予の4市5町を合わせて約20万です。これが一つになって初めて総務省が言う地方分権の受け皿として、あるいはまた行政効率よくやれる町になるんじゃないかと、そう考えたときに、やはり今から4市5町が合併することは不可能であろうと思います。そこでできるのが、やはり広域連合によって、今行政がやられておる、僕は事務処理、これを分割されてはどうかというのが私の提案です。幸いに各自治体とも地方自治法に基づいて同じルールでやっておりますので、予算書、決算書これ皆共通していると思います。これを4市別々にやるんじゃなくて、予算・決算書は西予市でやりましょう、医療事務は宇和島でやりましょう、介護保険事務は大洲でやりましょう、そういうふうに事務を分割すれば、今の自治体の規模っていうのは、単純に言えば4分の1で済むんじゃないかというのが私の発想です。そういったことをやはり目指していかないと、これからずっと永遠にこの財政難という呪縛から我々自治体は解放されないんじゃないかという心配をいたしておりますので、ここはお気持ちはわかりますけれども、やはりもう少し発想を飛躍させていかないと、この問題は解決しないんじゃないかというのが私の考えでございますが、再度市長にお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の2つの再質問についてお答えさせていただきます。

世界で住みたい国、日本7番目っていうのは、いい方ではないかと、非常に思うわけでございますが、北欧の国というのは、そもそも福祉国家でありまして、恐らく末端で自治体が充実しとるという前段に国自身の政策がすばらしいところにあるんだと、私はそのように思うんです。身近な自治体として、小さい単位で自治体をつくるというのは、一つの場合でございますが、だけど今の日本の情勢の中では、これが破綻してしまったところでございますから、もはやそこへ戻ることができなくなりつつあるのが日本だと、このように思っております、今の中で私どもはやりこなしていく

のが適切であろうと、このように思うわけであります。

続きまして、2番目の事務処理の受け皿をそれぞれ南予で分けていくという考えでございますが、それも一つの考えとしてはわかりますけれども、恐らくそれは無理であろうと思っております。先ほど例に出されました長野県の泰阜村ですが、についての総合行政の放棄と言われましたが、これは合併していない村であります。小さな村は、今回の合併に当たって、その事務の一部をほかのところへ回しなさいっていうのが国の考え方でありまして、それと私どものところは一体的に考えるわけにはいきません。特に私は今回の、例えば同じような事例で言いますと、国の方が消防の広域化、合併構想を出しました。30万構想であります。これの中で、愛媛の中でいろいろご議論されておりましたが、私は消防では、消防本部は一本化でいいと。愛媛県で一本化構想を私は最初から唱えてきました。今その流れでなっておりますけれども、余り小さく分散してしまうと、財政的な問題から含めて、もうかえって膨大になります。非効率になります。そういうところを十分考えていく必要があるんじゃないかと私は思っているところであります。

以上です。

○議長 5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 時間もないようでございますので、手短かに再質問、もう一点だけさせていただきますと思います。

実は12月5日の愛媛新聞、読まれた方も多いと思いますが、国の地方制度調査会の副委員長であります副会長の片山前鳥取県知事が、地方議会は八百長であるという答弁をされております。これいろいろ物議を醸しておるわけでございますが、地方議会、都道府県議会も含めて地方は議会と行政が八百長であるというふうな発言をされております。これは一見暴言であります。このことにつきまして、三好市長も4年間西予市の長として担当されてきたわけでございますが、ご感想をお伺いして終わりたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、再々質問についてお答えさせていただきます。

今のこのきょうのご質問の中の流れで、これが再々質問になるかどうか、非常に私は疑問でございます。したがって、これについては後ほどのいろいろなそれぞれの議員の方の質問の中に答えさせていただきます。

以上です。

○議長 次に、13番浅野泰義君。

○13番浅野泰義君 皆さんおはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2点の質問をさせていただきます。

まず初めに、発達障害者支援法の取り組みについてでございます。

平成16年12月に発達障害者支援法が成立いたしました。平成17年4月1日から施行されたこの法律は、国及び地方公共団体の責務として発達障害の早期発見や医療・保健・福祉・教育・労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより社会的自立を促していく必要な措置を講じるように規定されており、社会的な理解の向上や発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして大いに期待しております。知的・身体・精神障害と学習障害や自閉症など発達障害のある3歳から18歳までの子供たちの支援体制を充実させようと、四国中央市は7月1日から発達支援室を発足させております。これまで相談に行っても門前払いを受けたり、たらい回しにされることが多く、どこに相談すればよいのかわからないことが多々あったのではないのでしょうか。発達障害に対する認識不足からつらい思いをされた方もたくさんおると聞いております。群馬県では、特別支援教育支援員を交付税措置の制度を国が創設したのを受け、本年度から県内小・中学校に計123人増員されることが、群馬県の県教委のまとめでわかっております。高崎市教委では、市内35の小・中学校に配置したほか、桐生市、渋川市などが導入しておるようでございます。支援が成功するかどうかは、それを担う人材の育成が非常に大切だと思います。文部科学省が公立の小・中学校

を対象に実施した調査では、発達障害の児童は、普通学級に在席する児童・生徒の6%に上ると報告をされております。

そこでお伺いをいたします。

まず、市内の小・中学校での対象となる児童数は何名ぐらいおられるのか。

早期発見に向けての対応、取り組みと市立病院での育成医療適用の対応はおできになるのか。

学校、保育園、幼稚園における受け入れの実態と指導員の養成配置は考えておられるのか。

学校、保育園、幼稚園、専門家、保護者等によるネットワークづくりは考えておられるのか。

次に、障害児への理解の普及、意識開発の推進はされるのかどうか、この5点をお伺いをいたします。

続きまして、少子化対策と子育て支援についてでございますが、2005年、一人の女性が生涯に産む子供数を示す合計特殊出生率は1.25と、5年連続で過去最低を更新しております。このまま歯どめがかからず進みますと、さまざまな社会保障制度の見直しや地域、家族のかかわり合いにも大きな影響を及ぼしかねず、最も影響を受けるのは、今問題になっている公的年金制度ではないでしょうか。出生率が低下し、このまま少子化が進むと、現行制度の見直しをしなければならぬおそれがございます。少子化対策には特効薬はないと言われている方もおられるようですが、出生率を回復した国を見ますと、2つのキーワードがあるように思います。フランスでは、企業からの拠出金などを主な資金にし、子供の通学手当やベビーシッターの手当など30余りの手当を制度化し、既婚、未婚は問わずと、また福祉国家スウェーデンでは、あらゆる施策を駆使しておるようでございます。

児童手当の対象年齢は、12歳到達後の最初の3月31日まで引き上げられ、所得制限で支給されない家庭もございますが、支給額3歳未満1万円、3歳以上第2子まで5,000円、第3子以降は1万円となっておるようでございます。教育費の家庭負担を考えれば、十分とは言えません。子育て白書に、子供を一人育てるのにどれだけ費用がかかるのか。ゼロ歳児から大学卒業までの21歳までで1,302万円の試算を出しております。しかしながら、民間の調査では、小学校から大学まですべて国公立とした場合の教育費だけで

も1,100万円以上の数字も出ておるようでございます。長引く不況で生き残りをかけて人件費削減のため正社員を減らし、パートやアルバイトで乗り切った企業が多く、特に20代を中心とした若者層、また子育て世代はパート、アルバイトの雇用が多く、所得は過去10年間伸びておりません。年収は正社員と比較すれば格段差がありますが、子育てを考えるのも無理はありません。職場での改善は、残業の削減や年休不足など、ほとんどが託児所設置や在宅勤務など、育児をしながら働ける環境づくりは、余り考えていないようあります。かのソフトバンクは、勤続1年以上の社員には、第5子以降は祝い金100万円を差し上げます。また、松山のある個人病院では、看護師、事務員に対する院内での託児所設置、私の友人の一人ではございますが、私の友人は、第1子、第2子関係なく子供1人につき家賃2,000円を差し引きますと。2人であれば4,000円引きます。家賃がただになるまで頑張りなさいという、このような私の友人もおります。西予市は出産祝い金を廃止いたしました。市長は常々ばらまきはしないとされておりますが、私はそれに異論を唱えるものではありません。5,000円、1万円配るお金があるなら、憩いの広場をつくるなり、病院の整備、産婦人科、小児科の開設など個人ができないことをするのが喫緊の課題だとのこと見もでございます。何をどうすればいいのか、何がどこまでばらまきなのかは判断がつかかねますが、我々は西予市で産んでよかった、生まれてよかった、住んでよかったと思われるまちづくりをしなければなりません。9月定例で松山議員が質問でもございましたが、少子化対策、子育て支援についてどのように進めておられるのか、再度その取り組みについて伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 浅野議員のご質問のうち私の方からは、発達障害児の早期発見についてお答えを申し上げます。

健康づくり推進課そして保健福祉課では、母子保健事業で乳幼児の健診を実施いたしているところでございます。この健診につきましては、4カ月健診、1歳6カ月健診、さらに3歳児健診でこ

ざいます。

また、7カ月から8カ月児、さらに10カ月、11カ月児に対しましては、個別で医療機関を受診して発達障害を診てもらえるような受診券を発行しておりまして、これらの健診の中で身体的、精神的な発達のおくれなども把握するようにいたしているところでございます。

議員お尋ねの自閉症そして学習障害などの発達障害につきましては、医療・保健の現場におきましても、早期に気づくこと、これが非常に難しく、現在行っております健診でもその兆候に気づくことが大変難しいとされているところでございます。本市の18年度におけます1歳6カ月児の健診受診率でございますが、これが91.2%、3歳児健診の受診率につきましては84%でございます。19年度からより多くの専門の目で見られるように3歳児健診の発達検査これにつきましては、言語療法士を新たに配置をしておるところでございます。

また、医師の診断で精密検査が必要な子に対して、検査費用を市の方で全額負担をいたしているところでございます。

さらに、健診のアフターフォローといたしまして、かわり相談これを開催しておりまして、この相談につきましては、毎月実施しておりまして、保健師、言語聴覚士が当たっておるところでございます。これらのほか福祉事務所窓口の定期巡回相談、これや八幡浜保健所で実施しております健診相談をご紹介しますながら障害児の支援を行っているところでございます。これらの健診、さらには相談を通しながら、できるだけ早く発達障害児の早期発見に努めているところでありまして、今後もそのように進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮教育長。

○二宮教育長 それでは、私の方からは教育部に關係します前段の1点目、3点目、4点目、5点目につきましてお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、市内の小・中学校で現在対象となっている児童・生徒数につきましては、現在21学級ありまして、25人の児童・生徒が学んでいるところでございます。学校

では障害名がはっきりしているかどうかは別にしまして、特別支援教育が実施されております今、特別な教育的ニーズにこたえるため、子に応じた支援計画や指導計画を作成して特別支援の推進を図っているところでございます。

3点目の関係ですが、学校、保育園、幼稚園における受け入れの実態と指導員の養成、配置についてでございます。

西予市では就学指導委員会を開催しまして、幼児・児童・生徒の適切な就学を図るよう努めておるところでございます。学校教育法の改正によりまして、就学指導に当たっては、保護者の意見を十分に尊重することになっておりまして、就学指導委員会の決定を保護者に伝えた後に、保護者との話し合いの場を持った上で、障害の程度により特別支援学級、通常学級と就学して在席する学校種は異なりますが、さまざまな教育的環境を考慮し受け入れるのが現状ではございます。

現在、生活支援員は小学校13名、中学校3名、計16名を市内の小・中学校に配置しております。支援員につきましては、教員免許や保育士またヘルパー等の資格者を特別支援教育の経験者を優先的に採用し、大体年3回程度の研修を行っております。ただ対象となる児童・生徒によって、当然でございますが、対応の仕方が大きく異なります。学級担任等と十分な連絡、打ち合わせを行いながら生活支援を行っているのが現状でございます。

4点目の学校、保育園、専門家、保育者等によるネットワークづくりについてでございますが、誕生から小学校就学までは、子育て支援ネットワークという組織があります。また、委員は人権擁護委員や児童民生委員さん、保育士、教育関係等で構成をしております。義務教育段階でのネットワークづくりとしましては、特別支援連絡協議会があります。この会には、各小・中学校の特別支援教育コーディネーターや福祉事務所や健康づくり推進課の代表者、宇和養護学校や宇和聾学校の校長先生等にも委員になっていただいております。いずれも指導員のあり方やかわり方についての研修や情報交換を行っているところでございます。

5点目の障害児への理解の普及、意識の啓発についてでございますが、特別支援教育の考え方は、まだまだ理解されていない部分があると思ひ

ます。そこで、教育委員会では、小学校の全児童・生徒・保護者を対象として特別支援教育に対する理解を深めてもらうためのリーフレットを作成し、配布しておるところでございます。

また、今年につきましても、同様にリーフレットを配布し、理解を深めていただくよう努めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、浅野議員の2点目の少子化対策と子育て支援についての質問についてお答えをさせていただきます。

政府が閣議で決定されました2006年版の少子化社会白書では、少子化傾向がこのまま進みますと、2050年には1.5人の働き手で高齢者1人を支える超少子・高齢化社会が訪れ、2100年には現在の総人口から6,400万人が減少するという人口半減社会を迎えると予想されております。本市の10月末の高齢化率は34.8%となっており、一人の女性が生涯産む子供の数の平均を示す合計特殊出生率は、国平均で今ほどお話しされましたけれども1.26、県平均で1.35、西予市で1.48となっております。この数値が2.08を下回ると人口が減少するとされております。人口の減少は、社会の非活性化や社会システムの維持に困難をもたらすことはご承知のとおりでございます。これらの少子化対策としまして、1つには、若者の働く場などを確保し、官・民一体となった若者の定住促進を図るとともに、2つ目に、妊婦、出産、子育て等広い範囲を視野に入れて心と体の健康づくりの支援、そして地域全体で子供を育てるという意識を持つまちづくりの推進をしていかなければならないと思っております。

次に、子育て支援につきましては、国の施策に基づき実施をしておるところでございますが、これまでの保育事業に加え、延長保育、一時保育を実施しているところであり、平成20年度からは、さらに病後児童保育を1保育園で試行的に実施する計画としております。

また、小学生を対象とした放課後健全育成事業、学童保育を、現在三瓶、宇和で実施しておりますが、今後は未実施地区においても要望などを

取りまとめながら対応してまいりたいと思っております。

新たな支援策としては、就学前での乳幼児医療の完全無料化を平成20年4月1日から実施するために、今定例議会に条例の改正を提案する考えでございます。この原資は、ごみ減量化に伴うごみ処理費用の減額を充てる考えにあります。何とぞご審議賜りますようお願いいたします。

また、出産までの妊婦健診に対して、現在2回の受診を無料化としておりますが、平成20年4月1日からは5回まで無料化する支援の拡充を計画しております。子育て家庭での経済的な負担の軽減を図り、そのほか医療機関の充実なども含め、安心して産み育てることができる子育てを応援する社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 13番浅野泰義君。

○13番浅野泰義君 ご答弁どうもありがとうございました。

私、今の経済事情で就学前までの医療費無料ということは、私は大変すばらしい政策だと思っております。ありがたく感謝して、これからはぜひともそのような弱い立場の皆さんのためにも、ぜひとも立派な政策をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 次に、30番坂本隆重君。

○30番坂本隆重君 私は通告により、工業団地の造成、西予創生基金の制度化、そして3点目に未登記地の早期登記を、以上の3点について質問をさせていただきます。

21世紀は福祉と環境の時代と言われて久しいが、先日内閣府が発表した7月から9月期の国内総生産すなわちGDPは、プラス成長となっているが、これは輸出増による外需の寄与は大きく、景気の懸念材料が非常に多いと私は判断しております。今後大幅な減速は避けられないのではないかと。といいますのは、米国のサブプライムローン問題で実体経済は減速し、米大手金融機関はもとより、国内の金融機関へも大きな影響が出ております。こういった経済情勢の中に、今や原油高が非常に日本経済に影響を及ぼしております。こういったことは、輸出産業である1円値上がりすれ

ば350億円の収益が出るんじゃないかと、こういうような外需による景気が根本をなしております。そういったことが自動車メーカーにも問題は及ぶことは必至でありまして、また原油高がガソリンの全国平均価格が1リットル150円を超え、今や160円台に届くんじゃないかというような気配を見せております。これは今や投機性を帯び、資金がそういった投機の資金として流れているのが原因でございます。

また、化石燃料の高騰は、代替燃料としてのバイオエタノールの開発は穀物の高騰に結びつき、それにオーストラリアの干ばつが輪をかけて一層の高騰となっている現状であります。したがって、その結果、国内の家畜の飼料、食品、商品、流通コスト等あらゆる面で市民生活を脅かしているのです。今や物の物価は15%ないし20%高騰する時代に入っております。企業は最高の収益を上げ大都市は栄え、人口は大都市に集中し、今や東京、大阪、名古屋といった地域に人口は集中しております。ここ数年のうちに東京の人口が日本の10%を占めるんじゃないかなというような形成を見せております。三位一体の改革、税源移譲等が言われていますが、西予市には大企業もなく、自立する以外に道はないのではないのでしょうか。そのためには自然の景観、豊富な資源、優秀な人材を生かした経営能力を発揮するほかに道はないのではないのでしょうか。今後は地方自治体も経営の概念なくして発展はないのではないかと、このように私は懸念を抱いております。

そこで質問の第1点は、企業誘致等西予市は積極的に働きかけていますが、まず物流拠点を併用した工業団地の造成を必要と私は考えております。愛媛県の南予雇用開発計画の中で、雇用情勢が特に悪い地域を雇用開発地域、雇用創造意欲が高い地域を自発雇用創造地域としてそれぞれ重点支援するとあるが、西予市は企業相談会や能力開発訓練、観光ビジネス育成講座の地域雇用創造事業者育成を目指して市長は頑張っております。国の来年度概算要求を見てみますと、3,400万円の委託料を出すというような概算の予算が組まれているようですが、これは西予市にとっては大いに人材育成に努めていただきたいと思います。と同時に、今まで企業誘致を見てみますと、建設用地の問題があるんじゃないかと、非常にこれに困難を来しているというような現状にありますの

で、こういった面において企業団地、工業団地がぜひとも必要と考えております。

先日ある東温市に行きまして、一路講演を聞きました。その中で工業団地として8件の募集に対し80社の応募があり、1,000名の雇用を確保したということが東温市の市会議長が発表いたしておりました。これは一つの工業団地の成功例でございますが、次に、阿蘇市の成功例の一つでございますが、地球環境保全と自生するススキをもとにバイオマスを活用し発電を行うもので、プロジェクトはNEDO技術開発機構が100%出資するという実証事業でございますが、バイオマスエネルギー地域システム化実験化事業であります。化石エネルギーの代替エネルギーとしてスポーツセンター温水プールに活用していることが説明されました。これは地球温暖化CO₂の削減につながっているのですが、事業費としては4億5,000万円、これも100%NEDOの事業費でございます。したがって、地域の負担はありません。こういったことで、応募者としては17年度にNEDO技術開発機構として公募したわけですが、その応募件数は39件あって、採択されたのが7件だと聞いております。非常に厳しい条件があったと聞いております。したがって、西予市においては、豊富な資源を活用して企業を起こすにも、誘致するにも用地が必要であります。そこで私は、宇和町が開発した野田工業団地近くに早期に開発するべきではないかと考えておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、西予創生基金条例制定についてであります。総務省の私的諮問機関のふるさと納税研究会でふるさと納税について検討をされていることは、皆様もご存じのとおりだと思いますが、先日おおむね政府の政策が決まったようでございますが、私はここで西予市に住みたい、働きたいと言いながらも企業がない、働く場所がないという現状で都会へ出ていった人が非常に多いんじゃないか。それで、ここで地域に残した親を思い、地域の発展を思い、そういった気持ちは何年たっても変わらないのではないのでしょうか。したがって、趣旨としては、西予創生基金として寄せられた寄附金は積み立てて、実施事業としては、自然エネルギーに関する事業、森林の保全、水源の涵養等地域の自立活性化に役立てる、また税の優遇措置としては、寄附金は税法上の優遇措置を受

け、個人の場合、定額が所得控除、企業の場合は全額損失算入させるような方式で、ふるさとを応援する税金なら、納税も喜んでされるのではないかと。西予市に納めたくとも都会へ出ていっているためにそこで納めてるというのを寄附金でもって控除にかえていくというような地方自治体への納税をお願いするということですが、これは反面、地方自治体もしっかりとした行政まちづくりをし、すべてを公表し、住民に判断を仰ぎ、納税してもらえないようにしなければならないんじゃないか。したがって、経営能力を問われるし、地方の活性化と発展の本質を問われる問題ではないかと思っております。お考えをお伺いいたします。

3点目は、未登記地の早期登記を要望いたします。

昭和40年ごろになると道路の拡幅が各地に行われ、田畑を提供して各地区部落費より地代を支払いされているところもありますが、私の調べた地域では、100カ所以上あるように思います。具体的例といたしましては、昭和48年ごろY地区の土地改良区土地財産売り渡し契約書が存在しております。領収金額、地籍面積を明記し、地権者10名余り、そして総面積が約500平米、当時の金額で約60万円で、未処理未登記となっております。地権者は金を払っているのだから、耕作しています。所有権は土地改良区となっております。こういった例が非常に多いんです。それを早期に登記を済ませ、今は代が変わりつつありますので、知っている人が少ないと思います。したがって、用地課は早期に具体策を講ずるべきではないか、お考えをお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員の最初の質問、物流拠点を併用した工業団地の造成についてについてお答えをさせていただきます。

西予市内では、現在市が工業団地と指定している地区が8カ所あります。そのすべてが農村地域工業等導入促進法に基づく農工団地でございます。昭和47年度計画策定の野村地区の緑ヶ丘団地を皮切りに、昭和48年度に宇和地区に向平団地、城川地区に嘉喜尾第1団地、ほか3団地が相次いで農村地域工業等導入実施計画で工業を導入する地区と定められ、その後昭和58年度には、

市内最大規模の宇和野田団地、平成元年度の野村久保谷団地が加わり、団地規模の大小はあるものの計 8 地区で企業立地が推進され、地域経済の活性化に大きな成果を上げてまいりました。地域雇用だけをとりえても、本年 4 月 1 日現在でこれらの農工団地に立地する全 14 事業所による地区雇用数が 226 人に達しており、大きな雇用の場となっております。この数値を見るまでもなく企業誘致が地域経済の振興に最も直接かつ効果的な手法であることは、大方の皆様が認めているところと思っております。

しかし、残念ながら近年日本経済のグローバル化や産業構造の変化という経済情勢を加え、地域的にも水源確保や企業が求めている専門知識、技能を有する人材確保などの課題もあって製造業者の誘致は非常に厳しい現状でございます。

また、ご指摘のとおり本市には現時点で分譲可能な工業団地がございませんので、企業に対しても具体的な提案や働きかけが難しい面もございます。ただ流通卸売業の分野においては、西予市の地域特性から、ここ数年幾つかの企業が西予市に進出しておりますし、今後とも西予地区の物流拠点としての事業所の誘致が期待できる業種分野と思っています。企業の誘致活動に際し、企業が求める条件、例えばインターチェンジから 2 キロ以内などの条件を満たす既存工業団地があれば、事業所の新設または移転の適地として企業側の評価が向上することに疑いの余地はありませんが、新たに工業団地を造成する場合、当然リスクも想定する必要があります。全国的に見ますと、工業団地を開発したものの誘致が思うに任せず、開発用地が長期の塩漬け状態になり、自治体財政を圧迫している事例が多数ございます。隣の大洲市もそういう事例の一つでありましたが、既にそれは解決済みになっておりますが、そのような状況で、野田団地は団地総面積が 5 万 1,000 平方あり、うち 3 万 8,000 平方が工業団地として利用され、現在 6 社が営業されております。仮に同規模の団地を開発すると想定した場合、1 平方当たり 1 万円の費用を要するものとすれば 5 億円という大きな先行投資が必要になりますし、条件次第ではその額はさらに増加すること考えられますので、新庁舎やケーブルテレビなど大型建設計画事業の財源確保が課題となっている本市の財政状況では、新たな大規模事業に着手する余力がな

いのが現状でございます。したがって、当面は具体的に進出を検討される企業の求める条件にできるだけ合致する用地の確保に全力を傾注することで対処せざるを得ないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 それでは、西予創生基金条例制定についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、ご承知のとおり、総務大臣のもとふるさと納税研究会がさまざまな議論を重ねた結果、自治体への寄附金相当額を個人住民税の納税額から差し引ける税額控除制度を創設する報告書をまとめたものでございます。ただし、納める住民税の最大 1 割程度を税額控除の限度といたしております。そこで、政府・与党税制調査会では、この報告書をもとに平成 20 年度税制改正大綱の骨格の中で、ふるさと納税導入を明記したことが、昨日のテレビニュースで流れたばかりでございます。このような段階でございますので、今後法案として上程できるのか、また法案が上程されたとしても通過するまでにはまだまだ紆余曲折があるのではないかと心配もいたしているところでございます。したがって、現時点での状況下では、条例を制定し、具体的に運用していくなどの調査研究を行う考えは持ってはおりませんが、しかし仮に法案が成立した際には、寄附者への使途の明示を行うことは望ましいものかもしれませんので、その節は十分検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長 安藤産業建設部長。

○安藤産業建設部長 坂本議員の未登記地の早期登記についてお答えをいたします。

西予市合併後産業建設常任委員会において旧 5 町の未登記調査が行われまして、2 万 4,000 筆余りの未登記地があることで、平成 18 年 4 月に用地課が新設され、過年度の未登記地を条件整備された順に嘱託登記の事務を行ってまいっております。議員ご指摘のとおり、昭和 50 年以前に

おいては、事業推進のため各地区から起業地の無償提供が多く、それによって市道、農道、林道等が整備されてきた経緯があります。現在は地権者の高齢化で財産相続のため土地整理の要望が強く、登記を依頼されることが多くなってきております。

また、地権者の相続手続がなされていないため、2代、3代さかのぼらなければならない事例がたくさんあります。今回具体的な例といたしまして、土地改良区の未登記が出されておりますが、法人であります土地改良区の登記事務は、不動産登記法第16条によりまして、市が嘱託登記を行うことができます。

また、既にその土地改良区は解散されているため、今後はその地区において対処せざるを得ない状況かと考えております。未登記地の早期登記は重要な課題でありますので、担当部局で十分協議し、総合的に考慮した上で嘱託登記の条件整備を行い、一件でも早く未登記地がなくなるよう登記事務を順次進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 30番坂本隆重君。

○30番坂本隆重君 2点ほどちょっと再質問させていただいたらと思います。

先ほど市長の答弁の中で、非常に工業団地について詳細にご説明をいただきまして、私もある程度安心したのでございますが、しかし現状は土地——企業が来るにしても非常に土地に対して問題が大きいように思っておりますので、これは再度検討していただいたらと思います。

そして、私が企業を誘致する場合もそうですが、先ほども成功例の一例として阿蘇市のNEDO技術開発機構のプロジェクトのことを提案したんですが、ある程度成功例として4億5,000万円の事業費を全額負担してくれて企業が誘致できるという機構が今現在あるわけです。ですから、バイオマスエネルギーを開発するためには、阿蘇市はススキを材料として立ち上げたわけですけど、西予市には豊富な資源があるわけです。具体的に申しますと、森林の除間伐による材をバイオマスに活用すると、それから農産物をバイオマスに活用すると、軽油そういったものにもできるわけです。したがって、独立法人であります

NEDO技術開発機構というのは、産業通産省の所管のように見えますが、これは独立しております。したがって、応募すればある程度土俵に上げられる状態にあるわけです。したがって、この機構は平成17年から活動しております。今現在もやっております。その産業としては具体的には申しませんが、2社ほどがプラントの開発に今非常に努めております。そして先日も確認とりましたら、今電力開発については大規模の施設が今までは必要でしたが、最近では6,000万円ぐらいでできると。それも補助が2分の1は確定ですというような返事が返ってきました。したがって、阿蘇市の例を見ますと、これを西予市に置きかえた場合には、間伐材を利用して発電電力を50キロワットぐらいの施設をつくって、具体的に言いますと、野村の乙亥会館とか、それから游の里温泉、こういったところに即刻活用するならば、何千万円の赤字が出るというのは燃料費がほとんどだと思えます。それらのことがカバーできるんじゃないかということを1点今後の検討課題としてお願いしたいと思えます。

それから最後に、安藤部長が答弁いただきました地方の改良区は解散しているということでございますが、これは解散ではなく吸収じゃないですか。というのは、昭和55年に宇和町にある程度各地区から地方の改良区は吸収合併されたら、合併ですね、されたという経緯があって、それから町は市に市制をしたために市に合併になったというように僕は聞いておるんですが、そうすれば、これは治外法権だというような説明のように僕はとれたんですが、それはちょっと私には納得がいきにくいんですが、こういったこともやはり土地の登記の問題があるわけですから、財産区にいつまでも置いといても、これはもう解決しないことなんです。だから税金も払ってますから、そういった点において再度答弁願えたら都合はいいんですが。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員の再質問についてお答えさせていただきます。

工業団地に関することでございますが、工業団地としては非常になかなかつくるのは難しいと、このように今の段階は思っておるところであります。

して、個別的に企業に私どもは誘致について積極的に今いろいろな動きをさせていただいておりますが、個別的の土地についてはやっていきたい。それには、ただ農業振興地域に関する農用地等々のいろいろな土地の網かせがあったり、いろいろな諸条件があるわけでありまして、それを等々の諸条件をクリアしながら個別的な案件に進めていこうと、このように思っておるところでございます。

そして、阿蘇市の成功事例のN E D Oとの関係を言われましたけれども、これはN E D Oというのは、今言われるように特殊法人でございますから、その外郭体にこういう事業があるんだよということの中で利用価値があるものについて利用するやつでありまして、いろいろなそれぞれ省が持っておられるが外郭団体、今の特殊法人の中にあります事業が。そのときに合致したものについて私どもは利用することありますから、N E D Oがいいとか悪いとか、N E D Oで成功したっていうことはちょっと違うと、私は思っております。ただ阿蘇はうまくそれを利用したと。私どものところにもクリーンエネルギーについてはN E D Oが入ってN E D Oの事業でやられとるところがあります。いろいろなことがあるわけでありまして、それはそういう利用の仕方があるということにご理解いただけたらいいと思っております。

次に、土地改良の問題については、これは非常に事務的な問題でありますから、今のご質問については、事務的に今後個別にご相談を受けてやっていくということにさせていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。10時45分より再開いたします。（休憩 午前10時36分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時45分）

次に、2番松山清君。

○2番松山清君 12月定例議会で質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

これまで私は宇和町以来10年間議員活動をしてきました。それを振り返ると、我々住民を取り巻く環境は時代とともに著しく変化してきたわけですが、地方に位置する自治体、特に過疎地域で

その財源を国からの地方交付税に依存する割合が高い自治体は、時代の流れをいち早く読み取り、行動することはいかに重要であるか、それによりまちづくりが大きく左右されるということを痛切に感じております。市町村合併がそうでした。西予市は全国的に見ても合併の取り組みは早く、また混乱も比較的少なかったと言えます。私の地元宇和町の住民でさえ他の町と同様、合併をして何もいいことがなかったと口々に言われるのですが、もし合併しなかったら、今できていることさえもできないかもしれませんよ。今の財政難は合併でなく、主として三位一体の改革の影響ですと私は説明します。合併後西予市内ではさまざまな施設建設がありましたが、合併なしではこれらの実現に赤信号がともった可能性もありますし、公共施設の高速通信網である地域公共ネットワーク事業の光ファイバーも引けなかったことでしょう。

また、現在事業が進められているC A T Vについては、先月末議員会で東京に陳情に行きましたが、全国のほかの町より一歩先行して取り組んだことにより、補助金確保などの面で大きなアドバンテージがあったのではないかと考えています。一昨年議員14名で総務省で勉強会をして、国がC A T V事業についての政策をどう考えているのか、またどのような補助があるのかを知り、昨年総務省へ陳情し、その流れが西予市のまちづくりに大きく貢献できました。政治の果たす役割の一端を担うこともできましたし、このような国や県の政策をいち早くとらえ、それに対応することがまちづくりには重要で、また今後も国や県の力を120%活用していくことが、未来の西予市をすばらしいものにするのだと確信しました。今週の月曜日に国土交通省主催の地域の自立と相互補完のあり方に関する意見交換会に出席しましたが、国交省からの報告には、地方活性化とか地域の自立という言葉が主役となっていました。それに対する南予の市長、町長からの要望は、高速道路の早期実現を、C A T V事業に取り組みたい、地域に雇用の場をなど南予共通の課題が多く出ました。それはいかに南予が東京、大阪などの大都会と遠く離れているか、また過去最高の利益を更新しているような大企業と縁がないかを物語っているのではないかと私は感じました。このままでは都市と地方の格差は縮まらない。南予は働く場ば

かりではなく、将来は若者もいなくなってしまうのではないかということが危惧され、国の抜本的な対策が必要な段階になっていると思います。動物などは絶滅危惧種などの指定があり、種が絶える前に保護をされますが、自治体の場合、南予地方は国の力で消滅危惧地域のような地域指定を法律で行い、働く場として資本金の大きな企業などに対して免税措置などの優遇措置と進出の義務化などで誘致ができないだろうか、国土形成計画の中でそのような地域を全国に10カ所くらい指定して大企業の地方分散を進めないと、南予のような地域の地方活性化や自立とは不可能と困難を突きつけるようなものであります。国の法的拘束力とこれまでの地方の人材のみ吸収して成長してきた企業の日本への貢献として、過疎地の超少子・高齢化、限界地域を本気で活性化し、自立させる役割を担ってもらい、そんな大胆なことも必要な時代になってきていると私は思います。西予市はそのような国などとの連携なくして抜本的な発展があるとは考えにくく、三好市長にも西予市の次のステップとして自立と活性化の政策を強く進めてほしいと思います。山本順三国土交通省政務官に電子メールでこの意見を述べますと、今後検討するということでしたが、地方からも本気で活性化に取り組むための地方の考え方を情報発信や要望していく必要があります。三好市長も就任当時からグローバルに考え、ローカルに実践するとたびたび言われてきましたが、南予においてもそのような考え方で地域づくりをしていかなければ、真の自立と活性化は実現できない時代が到来してきました。いよいよ来年は市長にとりましても、議員にとりましても4年間の区切りの年であります。西予市を安心して住みやすい町にしたい、そのような思いは皆同じ、そういう思いで質問をいたします。

まず初めに、地域で支え合うまちづくりについて伺います。

最近独居老人の家庭がふえてきており、その方々から買い物に行けなくなるということを頻繁に聞くようになってきました。西予市全体を見れば、同じような状況に置かれている方はたくさんいると思います。

しかし、前宇和町の町中でもお年寄りは買い物に困っている状況となっており、これまで余り心配でなかったことが、突然Aコープの閉鎖により

大きな問題となってきました。それだけ多くのお年寄りが集中して町中に住んでいるわけで、宇和町にはスーパーが幾つもあるので買い物は大丈夫なのではないかとも思いますが、それは我々車で移動することができる者の感覚で、既に自転車にも乗れなくなったお年寄りは、スーパーまで行くことができない状況です。福祉バスやタクシーを利用すればと考えるものの、それもできる地域とできない地域があるようです。このような問題を解決するためには、安心して暮らせるまちづくりのための政策を一層進めてまいらなければなりません。今地域で支え合う社会づくりに真剣に取り組む時期が来ているのではないのでしょうか。そのためには、現在の行政区とは別の地域で支え合うことを目的にしたNPOや自治会、地域の集会所を中心とした新しい組織などの育成が必要であります。余りお金がかからずに地域の生活の維持をしていくお手伝いをするを目的とするようなボランティア精神で地域を支えるその地域の人々、そのような地域を支える仕組みを行政指導でつくっていく必要があると思います。先ごろ地域包括支援センターが設置されたので、そこで買い物などに対応できないかということも研究しましたが、それは介護、予防を目的としているとのことで、やや自立した生活の支援とは違うのかという感じをしました。ヘルパーさんに買い物を頼めばなども考えられますが、まだ要支援の段階でない人は自分で買い物に行かなければなりません。子供が松山に住んでいる人は、週に1回子供が帰ってきて買い物に連れていってくれるのだということを知りました。このようなことは何とか地域で支え合っていきたい、子供がいなくても安心して西予市で暮らせる町であってほしいと思うのですが、地域づくりに人的な指導など支援ができないか、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、地域密着介護サービスの展開について伺います。

西予市は面積が広く、都市型の介護施設を設置して福祉サービスを進めることが困難であるため、現在実現しているあんしんの家をそれぞれの地域につくっていくという方策は、非常に有効的であると思います。住民に聞いても、あんしんの家が近くにあってほしいという話がたびたび出てまいります。あんしんの家は地域密着の介護サービスやその他の地域の問題についても身近に取り

組めるほか、古民家利用という観点からも新しい施設をつくることを考えると経済的で、西予市の地域事情に合っているので、さらに充実できないかと思っております。今後の計画についてどう考えているのか伺います。

また、それぞれの地域のニーズは、西予市全体では多くあると思うのですが、これまで実施してきた成果などを含めどのような状況なのか、お聞かせください。

次に、安心して暮らせるまちづくりと小学校の統廃合について伺います。

財政破綻に追い込まれた北海道夕張市では、小・中学校の統廃合、病院の縮小が相次ぎました。入院設備がない、歩いていける範囲に学校がないなど、ほとんどの町では空気のように当たり前に享受できる利便性が財政再建の過程でなくなってしまいました。老後や教育に大きな不安を抱える町は、安心とは言えないと思います。安心して暮らせるということは、だれにとっても欠かすことのできない生命・財産の安全、世代によりニーズが異なる教育と老後、病気についての安心、そして将来の安全・安心を保障する自治体の経済力の4つだと言われています。ダイヤモンドという雑誌に、この夏安心して暮らせる町の全国805都市ランキングが掲載されました。それによると、安全・安心の4要素をすべて兼ね備えている上位は、東京23区が上位を占めましたが、教育の安心度は中国・四国地方の都市が大健闘し、例えば土佐の教育改革で手厚い教育体制を実施した四万十市がランキング3位、八幡浜市が11位などとなっていました。西予市について見れば、10平方キロメートル当たりの病院数で805都市中618位、1,000人当たりの訪問介護事業所数が749位なのに対し、1,000人当たりの教員数が44位、1万人当たりの犯罪発生率は83位などとうなずかされる結果でした。安心して暮らせるという観点からすると、教育面では一つのよいランキングだったのですが、これは手放して喜ぶべきことなのでしょうか。教員が生徒当たりについて現実的に多いのではなく、小規模校の数が多くて、そのために教員数も多くなっていると考えられます。ALTなどが増加するとか、少人数学級をふやしたため教員がふえるというのなら教育の安心と言えますが、西予市の場合、少子化の影響を受けて複式学級や授業自体が難しく

なっているのが現状のように思います。現場でもスポーツ団体競技ができないとか、コーラス大会に出場できないといった小学校があると聞いています。保護者はできるだけ多くの子供たちの中で学ばせたいと思っていても、小学校がなくなると地域の灯が消えるという心配もあるようです。このような現状の中で、今後の小学校の統廃合について理事者はどう考えているのか、お伺いいたします。

次に、宇和中学校の耐震診断と建てかえについてお尋ねいたします。

宇和中学校については、西予市の建設計画の中で体育館及び給食センターの建てかえが予定されています。厳しい財政状況の中ではありますが、順次実施されているようで期待しているところですが、どのような計画なのでしょう。

また、保護者から教棟については地震のとき大丈夫か、不安があるという疑問が多く寄せられております。学校教育課では、耐震化優先度調査により耐震診断を行うということでしたが、その結果はどうなっているのでしょうか。

文部省の学校施設耐震化推進指針によれば、昭和46年以前建築の3階建て以上の建物は、建築年及び階数による分類では1となり、最も優先度は高くなります。つまり早急に耐震診断をしなければならないということです。宇和中学校教棟は、指針でははり間方向、南北方向は耐震壁がありますが、けた行方向、東西方向はほとんど耐震壁がない、極めて危険な建物であるように思われます。

また、まだまだ大丈夫そうに見えますが、これは約10年前ほどに大規模改修を行い、外壁の塗りかえや鉄製サッシのアルミへの改修、壁や床、天井の張りかえを実施しているためであり、昭和37年竣工と既に45年の歳月が経過しています。建てかえられた魚成小学校は、昭和42年竣工であることを考えると、宇和中学校はさらに5年以上前の建築であり、耐用年限の50年も目前です。体育館と同様鉄筋の腐食やコンクリートの中酸化なども進行しているようで、次第に募る不安を解消するためには、今後の改修計画や建てかえについても考えておかなければならないのではないのでしょうか。これは宇和中学校以外の学校についても、さらに耐震性の低いものがあるのではないかと心配しております。11月の全員協議会

で、昭和45年建築の宇和中央公民館の耐力度は6,000満点中3,124点で、危険建物であるという診断がなされ、解体の方向に進む可能性が高いようですが、さらに危険ということも考えられる宇和中学校教棟について、この後どう対応していくのか、理事者の考えを伺います。

最後に、合併後の西予市を振り返っての三好市長の所見と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

西予市も合併して4年目の後半に差しかかる今、これまでやってきた施策を振り返って、市長の所信をお聞かせください。

合併後の調整などもあり、福祉の面での一部後退や温浴施設や堆肥センターなどの建設、三瓶特老問題の迷走などさまざまなことがありました。この4年間を振り返ると、スタートを切った西予市三好丸のかじ取りをしてきて、思いつきやれたことや心配なこと、よかったこと、悪かったことなどたくさんの思いがあるのではないのでしょうか。これらを西予市の発展に、この4年間でどう結びつけていくのか。そしてこれからの旧5町の将来像についてどう考えているのかなど、市長の考えをお聞かせ願います。

あわせて、来年5月に市長選挙が予定されていますが、その対応について三好市長はどう考えているのか。市民は静かに見守っておりますので、この際三好市長の決心をお聞かせ願います。

以上で質問を終わります。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 松山議員の地域で支え合うまちづくりにつきましてお答えをいたします。

過疎化、高齢化社会は、家族愛や地域社会における共同の意識、支え合いといった習慣までも希薄化した感があります。それぞれの地域で暮らす人々が快適な生活を送ることは、行政による施策だけでは実現できません。住民の皆さんの自発的な取り組みが必要であります。身近な課題を行政とは異なる視点から解決していこうとする広域的な活動、いわゆる市民活動が大変重要になってまいります。市内にはボランティアで介護や福祉、見守り等高齢者の生活を支援する活動をしていただいている団体がございます。いつどこでだれにでもという求める側の視点からすると、これも十

分とは言えません。

また、市では生活福祉バスの運行によって、生活の利便性をこれ以上落とさない取り組みもいたしておりますが、これも隅々まで対応することは、西予市の地形を考えた上では限界があります。最近では公共公益サービスの新しい担い手が出現してまいりました。その一つNPOは、その性格から自発性、機動性、変革性等を持って住民の主体性を向上させていく活動を行っていきるところに特徴があります。今後においてもその活動に期待するとともに、県からの権限移譲や現在進めております西予市、NPO等との共同指針の策定を機にそれぞれの責任と役割を共有、分担しながら取り組んでいきたい、このように考えております。いずれにいたしましても、こうした取り組みには必ずそれをコーディネートするリーダーが不可欠であります。市といたしましても、必要に応じて支援することも検討してまいりますし、地域の生活を住民みずからが支援し合うようなシステムやネットワーク化が構築できないか等、住民の皆さんの心強い取り組みもぜひ今後積極的に検討をしていきたい、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 松山議員の地域密着介護サービスの展開についてお答え申し上げます。

あんしんの家につきましては、少子・高齢化が進む中、地域福祉の拠点として民家を改修して小規模施設での介護サービスを提供いたしているところでございます。これらの目的といたしましては、介護が必要となった場合、住みなれた地域において、その人らしい生活を送ることを支援することといたしまして、宇和町社会福祉施設協会が設置運営をいたしているところでございます。現在宇和町内においては、3カ所が整備されておまして、事業内容としては、愛媛県より介護サービス事業所の指定を受けた通所介護事業と本市からの基準該当事業所登録を受けた短期入所生活介護のサービスを提供いただいているところでございます。また、地域福祉のよりどころとなるべく障害者受け入れやまた学童保育も実施をいたしているところでございます。

これらの成果といたしましては、開設以来、地域になじんだ施設といたしまして、利用者もふえている状況でございます。

今後の計画につきましては、宇和・明浜圏域内に各種補助金あるいは助成金等を受けながら整備を計画したいと考えておるところでございます。

しかしながら、本市におきましては、広大な面積を保有しておりまして、介護サービスの拠点で集中してのサービス提供には送迎等の関係で希望するほどのサービスが受けられない、こういった地域も存在している事実もございます。小規模で地域に密着したあんしんの家の経営形態では、市の直営での運営は、職員配置あるいは財政面からも困難を伴うことから、地域のニーズを十分把握した上で、既存の介護サービス事業所や介護保険財政運営とのバランスも考慮しながら、住みなれた地域において個人の尊厳を尊重しながらサービスが受けられるよう、本市全体で関係団体と協議を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲教育部長。

○上甲教育部長 松山議員の安心して暮らせるまちづくりと小学校の統廃合についてお答えいたします。

少子・高齢化が西予市にあっても予想を超えるスピードで進んでおります。小学校の児童数は27校で現在2,141人ですが、平成25年には1,812人と15.4%も減少する見込みであります。児童の減少により学級数の減少や複式学級の増加といった問題が生じてきます。このような状況を踏まえ、教育委員会では昨年学校教育に関する検討委員会を設置し、学校教育の諸課題について検討協議をいただき、今年7月に答申をいただいたところであります。答申の内容につきましては、広報せいよ11、12月号でお知らせしているとおりであります。この答申を受けて教育委員会では協議した結果、その中でも特に小学校の再編につきましては、慎重に取り組まなければならないということで、10月より学校再編検討委員会を26人の委員の皆さんに委嘱し、検討協議を行っていただいております。平成20年度中

には答申をいただく予定であります。この答申を受けて、次の西予市を担う子供たちにとって一番よい教育環境をハード・ソフト両面から地域の皆さんとともに整備していかなければならないと考えております。

次に、宇和中学校の耐震診断と建てかえについてお答えいたします。

西予市には小学校27校、中学校5校がありますが、施設の老朽化に伴い、各学校からは改修、修繕の要望が増大している現状であります。学校教育課は、平成17年度より本庁一元化を実施しており、これらの計画も市全体の計画としてとらえ、全体の中で優先度を考慮しながら整備を進めています。宇和中学校の屋内運動場は、老朽化や施設基準より天井が低いこともあり、耐力度調査などを行うなど改築に向けて準備を進めている段階であります。耐震診断につきましては、学校教育に関する検討委員会の答申に基づき、耐震化優先度調査の結果をもとに耐震診断年次計画を立て、国の補助などを活用しながら計画的に実施していきたいと考えておりますが、学校再編検討委員会の動向なども見きわめながら取り組まなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員の合併後の西予市を振り返っての私の所見と今後の取り組みについての質問に答えさせていただきます。

振り返ってみますと、5町の合併に伴う西予市誕生後の最初の市長選挙において、市民のご支持で市長に当選させていただきました。既に3年7カ月が経過し、4年の任期も残すところ5カ月余りとなりました。平成の大合併については、地方分権社会における受け皿づくり、あるいは国の税財政構造改革の一環などとそれぞれの立場から論評されましたが、私はどの考えも制度設計のための理論構成であり、西予市の説明にはしっかりしないために、歴史的必然性という言葉で言いあらわさせていただいてきました。歴史的必然性ならば、10年先、50年先、100年先から照射してこの合併を乗り越えて、厳しい条件の中で西予市の基礎基盤をつくるのが、今を生きる私たちの重要な使命であります。私は市長として旧5町

が培われてきた産業、文化、教育、福祉などを引き継ぎ市制を施行した西予市でそれを生かしながら一体感のある行政を推進すること、さらに西予市の基礎基盤をつくることを使命として行政を推進することを市民の皆さんに理解いただくため、私の政策理念を次の表現で示させていただきます。

それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得いく西予市をつくろう。グローバルに考えローカルに実践しよう。3つの視点として、まず1つ目は、夢のあるまちづくり、2つ目は、隅々まで行き渡るまちづくり、3つ目は、行政の情報を市民と共有する、この理念と視点を具体的に実践することが私と市民との公約であり、ローカルマニフェストであります。

まず、合併に当たり策定した西予市建設計画いわゆる西予市まちづくり計画でございますが、合併後のまず守るべき市民への約束であり、市政執行の基本として実践してまいりました。緊急性の高い事業、必要性の高い事業については、積極的に予算をつけ、この4年で事業を執行できたものと思っています。これらの執行に当たりご理解いただきました西予市議会議員各位、さらに市民各位に感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、西予市になり西予市総合計画、西予市行政改革大綱、西予市健康づくり計画、西予市高齢者保健計画、介護保険計画、西予市スポーツ振興計画、西予市地域防災計画などを策定し、その実践に努めているところでございます。特に西予市版の取り組みとしまして、西予市産材建設助成、交通弱者に配慮した地域福祉バス、健康と温泉の有効活用を兼ねた温泉巡回バス、地域密着型のあんしんの家構想、ごみ減量1億円削減運動、さらに県内各市町に訴え制度化しました職員早期退職優遇者制度など成果が出たものと確信をしております。

女性の声を市政に反映する仕組みづくりのため、市の委員会、審議会に女性を多く登用すること、また男女共同政策室の設置は、今後の西予市づくりに一石を投じたと確信をしております。

文化行政では、どろんこ祭り、乙亥大相撲、朝日文楽、依津文楽などの伝統文化の継承と支援、古代文化の解明のための埋蔵文化財の発掘、さらに新しい文化としてかまぼこ板の絵、宮中雲子音楽祭の育成、また文化会館から発信する各種芸術

文化を通じ、市民の文化への関心を図り、市民の文化意識も高まりつつあると確信をしております。

働く場の確保は、市民の生活を支える重要な問題であります。まず、職のリサーチのため国と提携をし、西予市ミニハローワークを開設いたしました。企業誘致のため産業創出課を設置し、企業誘致に努め、丸三産業さん、スリーベルさん、コカ・コーラ南予営業所さん、愛媛南予ヤクルト販売さん、サテライト西予などの誘致をいたしました。

財政面では、西予市合併の軌を一にして三位一体の改革が始まり、地方交付税が大幅に削減されました。このことが財政中・長期的にも歳入構造で大幅な欠陥が生じることから、厳しい歳出構造の改革に着手いたしました。旧5町の平均的一般会計額がおおむね300億円でありましたので、18年決算ベースで245億円となり、2割弱の削減をするまでに財政構造を改革いたしました。厳しい中でも財政の健全化が進みつつあると確信をしております。

西予市行政の取り組みとして特区と地域再生計画の認定を国からいただき、現状打開に努めながら西予市誕生から住民の目線で創意工夫を重ねながら市政を展開してまいりました。このような積極的な行政施策が、さきの地方自治法施行60周年記念式典で総務大臣表彰につながったものと思っております。

西予市の直近の重要な案件は、市本庁舎の建設と情報の過疎から脱却するためのCATV整備であります。議会と市民の皆様のご理解でおおむね大きな流れができつつあると思っております。今後においても西予市は、海あり山あり盆地ありの中で、複雑な地形と気象からなし得た産業構造や生活形態から多くの行政課題が発生することでありましょう。とりわけこのごろとみに言われ始めました限界集落問題は、この西予市において避けて通れない重要な課題になります。集落が守り続けた生活を守り、健康と命を守り、文化を守ることを真剣に考えなくてはなりません。

また、南予活性化のために西予市の地理的利便性や中核性から都市機能の受け皿づくりも重要な課題であります。近未来における受け皿づくりのため、都市基盤整備を施策に位置づけ、商業集積、企業誘致、物流拠点、物流基地等を総合的に

機能をさせる諸条件の整備を図ることが、将来の西予市を形成する上で決定的な要素となるであります。

以上、今まで担当いたしました私の市政の総括と今後の西予市が進むべき方向について考えの一端を述べさせていただきました。来年に執行される市長選挙出馬について同じ質問が後ほどされますので、あわせて答えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長 2番松山清君。

○2番松山清君 ただいま答弁いただきましたが、若干質問の内容の中で、答弁について若干ご質問いたします。

まず、1点目につきましては、質問第1の地域で支え合うまちづくりについてですけれども、これにつきましては、現在集会所等が地域の集会では利用されますが、それ以外あいている状態になると、そういった中で、もっと有効活用したり、その地域のまちづくりやそういうお年寄りを支える方々の活動にさらに有効活用できないかということを私は考えておるわけですが、そういったことに対して、こういったメニューがありますよとか、こういうふうにしたらどうですかといったような地域を指導していくといったようなことを行政に望みたいわけでありまして。ばらばらでそれぞれの自発的にというのでは、なかなか何をしたいかわからない。地域がどうやって今ある地域の問題、先ほど取り上げましたのは買い物問題でございますが、それがわからないということでございますので、そういうことに対してもうちょっと踏み込んだ取り組みができないか、お尋ねいたします。

ちょっともう一点は、市長に詳細な答弁はいただきましたが、一番最後に聞きました来年の市長選挙これについて、出馬する、しないこれは簡潔で構いませんので、お答え願えたらと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 松山議員の再質問についてお答えさせていただきます。

集会所の活用の仕方についてであります。集会所は地域のコミュニティーの一番中心でありま

す。その中心はやはり区長さんでありまして、区長さんがその地域の中でどのように集会所を使うかということがそこに任されているわけで、市長がそこに云々というようなものではないと、このように思っております。ただ私どもは、先ほど副市長の方から答えもさせていただきましたけれども、来年度から地域を密着した、地域を支える形を限界集落の問題もあわせまして制度化していこう。だから地域のアドバイザー制度をつくっていこうという考えでございまして、その辺から新しい地域づくりを考えていこうと、このような思いを先ほど一般質問に述べさせていただいたところでもあります。このようなところで、今松山議員の言われるような考えと一緒にあわせてやらせていただきたらと思っております。

以上でございます。

2点目については、先ほどの末尾に言ったとおりでありまして、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長 次に、23番菊地ミスギ君。

○23番菊地ミスギ君 ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、私は女性の立場から少子化対策について質問をさせていただきます。

一人の女性が一生涯の間に産む平均の子供の数を示す合計特殊出生率は、2003年また2004年に引き続き1.29と同率で、過去最低の水準を記録いたしました。一般的には、人口規模を維持するのに必要な出生率の水準は2.08と言われておりますが、日本では1989年、平成元年ですが、合計特殊出生率は戦後最低の1.57を記録して1.57ショックと言われて以来下降傾向が続き、大幅な少子化の進行がとまらないという状態が続いております。経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など日本が直面する問題の多くは、少子化の結果としての人口構造のゆがみに起因していると思えます。

また、子供にとっても健全に育ちにくい社会になっております。自立した責任感のある社会人となるためには、切磋琢磨して健やかに育つ環境や乳幼児と触れ合う機会が必要です。少子化は年金、医療、介護などの社会保障に大きな影響を及

ばすだけでなく、１５歳から６４歳までの生産年齢人口の減少にもかかわってくる社会の根幹を揺るがす大きな問題です。国立社会保障人口問題研究所によりますと、生産年齢人口は、２０００年、平成１２年ですが８，６３８万人が、２０２０年、平成３２年には７，４４５万人へと急減する見通しで、生産年齢人口確保の具体策は、最優先の課題と言っても過言ではありません。少子化の直接の要因は、晩婚化などによる未婚率の上昇ですが、その背景には個人の結婚観や価値観の変化とともに男は仕事、女は家庭という固定的な考え方を前提とした職場優先の企業風土、核家族や都市化の進行等により子育てと仕事の両立の負担感や子育てそのものの負担感が増加していることなどがあります。結婚や出産はあくまでも個人の自由な選択にゆだねられるべきものですが、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができるような環境整備を進めることにより、若い男女が明るい家庭をつくり、子育てに夢や希望を持つことができる社会づくりが必要と考えます。

そこで、少子化対策について３点質問いたします。

まず１点目、出産助成事業について質問いたします。

市内には出産の取り扱いを行う医療機関がなく、住民は近隣市での出産が余儀なくされております。もちろん産科を確保して市内で安心して子供を出産できるようにすることは理想でございますが、産科医の不足ということは全国的傾向であり、さらに安全な出産を２４時間体制で整えるということを求めるなら、最低でも３人の医師を確保しなければならず、到底これを実現することは非常に難しいことと考えます。

しかし、難しいからといって何もしないでいてよいということではございません。具体的には、分娩に伴う妊産婦の付添人の交通費とか、宿泊について助成するなど、また出産を支援する制度を細かく整えるということでございます。安心して産み育てることのできる西予市でありたいと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

２点目、不妊治療の助成について質問いたします。

子供が欲しくても恵まれないご夫婦が多く、専門医の治療によって、また子供に恵まれた例をよく耳にします。専門医の治療に係る情報の提供や

不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等を行う必要があると私考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

３点目、ファミリーサポート事業について質問いたします。

子供を幼稚園や保育所に預けていない家庭はもとより、預けていても保育時間外に子供の面倒を見る時間がない、見る人がいないということは、家族構成が少なくなってきただけによくあり得る話だと思います。鹿児島県薩摩川内市では、こうした需要に備えて、有償で一時的に預かるボランティアを紹介するファミリーサポートセンターを開設しております。市ではあらかじめ子供を預けたい人お願い会員として、預かりたい人任せて会員として登録しておき、お願い会員は援助を必要にするときにセンターに申し込むと、センターが任せて会員を紹介するという仕組みです。会員同士は事前に援助内容について打ち合わせし、その段階で相性が合わなければ取りやめることもでき、打ち合わせどおりに終了すれば、お願い会員は相手に利用料金を支払い、任せて会員は市に報告書を提出するものでございます。預ける対象の子供は、生後３カ月から小学６年生までで、会員登録の条件として、保育士ら専門家による講習を受ける必要があるそうです。西予市においてもこれを早速実現すべきものと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、３点私の質問は終わりいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長 三好副市長。

○三好副市長 ただいまの菊地議員の少子化対策、出産助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

なお、このうち少子化対策につきましては、先ほどの浅野議員の質問にお答えをいたしておりますので、ここでは出産助成事業についてお答えをいたしたいと思います。

出産助成につきましては、西予市国民健康保険特別会計で被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給をいたしております。金額につきましては、１８年１０月から３５万円となっております。他の保険制度におきましても、同種の制度が創設をされております。そのほか本庁、総合支所

ごとに内容は異なりますが、妊婦の集い、出産前、出産後の保健師による指導及び訪問等を実施しているところがございます。今後も関係機関と連携して、安心して産み育てる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の不妊治療の助成についてのご質問にお答えをいたします。

我が国における少子・高齢化の弊害は、議員も言われましたように、雇用の問題、年金問題等社会的不安の増大する中、今や外国人労働者に頼るしか方策がない状況とまで言われております。若者の結婚年齢の上昇等により全国の出生者は１０９万人となり、減少傾向が続いております。西予市では、平成１８年度に２８４名の出生届がありました。

しかし、子供が欲しくてもできないご夫婦がいる一方で、人工妊娠中絶件数は全国で３２万件、愛媛県でも４，０００件に達しております。議員お尋ねの不妊治療の問題につきましては、愛媛県におきまして、特定不妊治療費助成事業というのをしております。不妊治療のうち体外授精や顕微授精については、１回の治療費が高額であることから治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものがございます。助成の条件といたしまして４点ございます。

まず１点目は、愛媛県内に住所があること、２点目に、法律上の夫婦であること、３点目に、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断された方であること、そして４点目は、前年の夫婦の所得の合計が７３０万円未満であること、以上の４点が条件となっております。助成の額、期間につきましては、１年当たりの治療、１回につき１０万円、２回を限度として通算５年間助成を受けることができます。ちなみに八幡浜管内では２１件の申請があり、西予市関連では１組２件の申請となっております。

また、不妊相談につきましては、愛媛県心と体の健康センター、これは県立中央病院内にございますが、で面接、電話相談を行っておるところでございます。

なお、本市といたしましても、不妊治療対策は大変重要な問題と考えておりますが、現時点ではその助成を想定をいたしてないところがございます。

次に、ご質問３点目のファミリーサポートセンターの事業についてお答えをいたします。

都市部だけでなく地方においても核家族化の進展や地域連帯感の希薄化が顕著化し、特に転入された若いお母さん方には、身近に相談する相手がないなど子育てに悩みを持っておられるのではないかと推測いたしております。厳しい財政状況ではありますが、限られた予算枠の中で最少の経費で効果のある子育て支援策について関係部署で検討協議をしておるところでございます。

ご質問のファミリーサポートセンター事業は、簡潔に申し上げますと、子供を預かる協力者紹介事業でございますが、手助けが必要な保護者が、まずセンターに依頼会員として事前登録し、センターは自宅で子供を預かることができる援助会員を依頼会員に紹介する事業で、仲介役としてのサポートセンターを行政が設置運営するものであります。この事業につきましても、今年度当初から検討をいたしておりますけれども、これまでも補完的な手法として小学生を対象とした放課後健全育成事業、俗に言う学童保育、それから保育所においては延長保育、一時保育等を実施をいたしておりますが、この事業を実施していない市内の地域もございますので、早急に要望等の調査把握や実施体制の検討を行い、安心して子供が産み育てる、子育てができる支援をしてみたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 ２３番菊地ミスギ君。

○２３番菊地ミスギ君 今ほどそれぞれの質問に対してお答えをいただきました。それで制度のそれぞれあることも把握できたこと、そして一番私がまだ申し上げたいのは、保育園に預けていても病後の保育の受け入れは１園だけ２０年で実施すると先ほど答弁の中でお聞きいたしました。１園ではなかなか対応ができないんじゃないか。というのは、緊急の場合もですが、子供はすぐ病気にもなりますし、伝染病とかインフルエンザはもちろん病後の後の保育、そういうような受け入れはしてないのではないかなと思うのですが、緊急の場合と病後は１園だけだと言われましたが、それだけでは対応は難しいのではないかなと思うんですが、働くお母様方が多い、そして核家族はもちろ

ん、母子家庭なんかは非常に困っておるという声はお聞きしておりますので、なおさらそちらの方を検討し、実施に移っていただきたいと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、菊地ミズキ議員の再質問についてお答えさせていただきます。

病後保育のことでございますが、先ほど答えさせていただきましたとおり、1園20年度からやっていこうと。これも前向きな一つの成果だと思っています。私どもも一つ一つ進めていきたいと。すべて今の体制で、保育士の体制としたり、いろいろなもろもろのことを考えてすべてできるわけではありません。まず一つ一つこのようにやっていって、将来的にわたっては、すべてになればこしたことはありませんけれども、まず最初一つ一つ進めていくということでご理解いただいたらと思っております。私どもも子育て支援は大事なことで思っておりますので、何とぞご理解ください。

以上でございます。答弁いたします。

○議長 次に、14番浅野忠昭君。

○14番浅野忠昭君 議長より発言の許可をいただきましたので、通告により2点について一般質問を行います。

まず1点は、西予市各地区の地域づくりでございます。

この件につきましては、平成18年3月9日の定例議会で、小学校、公民館単位の地域振興計画作成を提案させていただきましたら、市の最上位計画であります総合計画を作成したので、各地域で議論をしていただきたいという答弁でございました。私は総合計画につきましては、けちをつける気は毛頭ございません。市民みんなの共通目標として必要不可欠なものであらうと存じておりますし、今後この計画に沿って展開していかなければならないと思っております。

しかしながら、西予市は514平方キロという県下の市の中では最大の面積を持っております。海拔もゼロメートルから1,400メートルと、温度差、気候、言葉も皆違います。私の住んでい

る三瓶から隣の市や町へ行こうにも、遠かったり山が隔てております。宇和町からでもどこへ行くにもトンネルを抜けなければ行けません。このように広い西予市でありますから、海には海の、山には山の、また宇和のような田園の町には田園の町の顔がそれぞれあります。

さらに、同じ海岸部でもそれぞれの自治会で地区の顔が、文化、産業、自然環境と違ってあります。平成の大合併は、三位一体改革と地方分権の推進という目的のもと地方財政の自立を図り、地方の自由度、裁量権を高めるという大義名分で実施をされました。

しかし、これが各自治体の財政難を招いたのは、皆さんよくご存じのことでございます。だからこそ今必要なことは、それぞれの自治体の地方分権を素直に受けとめ、地域に住み、地域に暮らす人々が加速をさせていく施策を推進していくことが必要ではないでしょうか。

それはまた同時に、住民自治の強化と住民協働社会の実現を推進することになってきます。市民は平成の合併を認めつつもまだまだ静観者であります。その静観者たる市民を舞台に上げ、演じさせていくのは行政の役割だと思うわけであります。私はそのためには、市単位でなく、また旧町単位でなく、小学校、公民館単位の自治会の振興計画は必要だと思い提案するわけであります。

さきの質問の中でも紹介をさせていただきましたが、内子町はそれぞれの地区住民と行政との協働作業による地域の振興計画を平成13年から作成されております。これは自治会の役員さんや地域の福祉、産業、社会教育関係の代表者、そしてその地区出身の役場の職員、議員等がつくられた手づくりの自治会の長期振興計画書であります。私もその一つ、石畳自治会地域づくり計画書を拝見させていただきましたが、住民主導の本当に素晴らしい手づくりの計画書でございます。一部提供いたしますので、ぜひ一読され、感想もお聞かせいただきたいと思います。思っております。

内子町では、合併前の平成13年から取り組まれていますので、もう7年が経過しており、その後合併した五十崎町、小田町も作成し推進を実践しているとのことでした。これは自分の地域は自分たちが守りつくるという住民の意識のあらわれであり、協働作業の第一歩であります。協力して働く協働という言葉は、自治体の計画や

条例などにはよく聞かれる言葉であります、従来以上に物わかりのよい協力的な住民をつくることではないはずです。

しかし、職員の中にはそのようにみなし、特に財政不足、緊縮財政の今、便利だ、都合がよいと思っている人がいれば、これはとんでもない話であります。私は住民自治の強化と自分の地区は自分でつくり、個々の住民が地域ができることはみずからの判断と責任で行い、それでもできないことを行政で行うのが基本だと思います。だからこそその地域に合った独自の地域計画を立てる必要があると感じております。つまり住民参加の個性あふれるオンリーワンのまちづくりが必要です。私の住んでいる三瓶町でももちろん同じ顔はありません。蔵貫浦には蔵貫浦の顔があるように、それぞれの町のそれぞれの地区の顔があり、計画書も決して同じにはならないと思います。もちろん最初は内子町のように、行政主導によらなければ大きな岩石は動かないと思われまので、ぜひ市主導で住民参加型自治会つまり小学校、公民館単位の長期まちづくり計画書を作成し、個性あふれるオンリーワンのまちづくりを提案します。特に今は限界集落の問題も議論されておりますが、小集落単位でなく、小学校、公民館単位での取り組みが必要だと思います。理事者のお考えをお聞かせください。

2点目は、健康づくりとスポーツでございます。

人間が生活する上で一番大切なもの、それが健康であります。高齢化社会から超高齢社会へ、現在の日本は私も含めて団塊世代の高齢者の仲間入りにより確実に一步一步歩んでおります。国も国保特定健診制度の導入、後期高齢者の広域連合制度の新設等、来年度平成20年度に向けて動き出しているようでございます。これは超高齢社会になりふえ続ける医療費の抑制のためであり、西予市でも大まかに国保特別会計予算50億円、老人保健特別会計予算70億円と合計120億円、つまり月10億円が医療費ということになっており、今後団塊の世代の加入等によりふえ続けていくものと思われま。今までの医療費の増加の要因は、老人医療費の増加であり、1人当たりの老人医療費は若人の5倍だそうでございます。全国の高齢者の平均医療費はなんと75万円であり、必要なものとして当然かもしれませんが、何とか

ならないかなというのが実感であります。平均寿命が80歳代となった現在、大事なことは健康寿命の延伸施策が必要であり、自分の健康は自分で守り、自分でつくるという意識改革をし、元気な高齢者をつくれば、医療費や介護費を抑制できると思います。西予市でも西予市健康づくり計画2014を作成され推進、実践されているのは、皆さんよくご存じのことでございますが、それとともに生涯スポーツ・レクリエーションの推進が必要ではないかと思ひます。西予市はスポーツ立市と位置づけ事業の推進をしていますが、青少年の競技スポーツのみならず、健康や医療費の削減につながるスポーツ立市であってほしいと思ひます。旧宇和町では、平成12年度から総合型スポーツクラブ事業を取り入れられたと聞いております。平成15年3月には、総合型地域スポーツクラブ、文化の里スポーツクラブも立ち上がっているそうですが、現状、課題、今後の推進策等をお教えいただきたいと思ひます。

総合型スポーツクラブとは、種目が総合型で、好きな種目が選べ、年齢も総合型で、子供からお年寄りまでだれでも参加でき、地域の連帯意識を高め、世帯間の交流を通して地域も活性化し、コミュニティづくりや高齢社会に対応し、医療費の削減になると聞いております。西予市全体に広げる気はあるのでしょうか、お伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、浅野議員の西予市各地域の地域づくりについてについて答弁をさせていただきますが、これは先ほどの元親議員の答弁と重複することがあるかと思ひますけども、ご容赦を願ひたいと思ひております。

生活共同体である地域では、その主役である住民みずからが考え、みずから行うことが基本であり、いつの時代においてもその理念は変わるものではありません。これまでは物資とともに豊かで行政主導で何でもできる時代でありました。そして行政というものが、将来消滅する想定もなく、あるものとしてその運用をどうしていくかというスタンスで進めてまいりましたが、市町村合併や三位一体の改革等国の行政改革のあおりで財政は殊のほか厳しく、緊縮財政を余儀なくされている今

日であっては、行政主導のみで頼っては限界がある時代であります。今こそ総合計画の中でまちづくりの基本理念に掲げております協働、自立のまちづくりが重要になってくるわけであります。協力する協と働くという字を組み合わせた協働の意味は、共通の社会的課題を解決するためにそれぞれの資源や特殊性を持ち寄り、官と民が対等な立場で協力してともに行動することです。20年度の重要施策の一つに考えております限界集落、いわゆる集落整備の支援等を講じる一環として、自治会独自の勉強会や調査研究等を通じて地域の振興計画等もぜひ地域主体で考えていただきたいと思っております。現在、地域公民館が主体となって地域の課題をテーマにしたフォーラム等を開催するなど、地域の諸課題解決に向け意欲的に取り組んでいる地域もあります。こうした先進的な地域では、さらに一歩踏み込んだ議論と地域振興の策定や実践をいただくことを大いに期待しているところであります。

なお、こうした議論の中から出てくる課題については、市としてどう支援していくか、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲教育部長。

○上甲教育部長 浅野議員の健康づくりとスポーツについてお答えいたします。

文化の里スポーツクラブは、現在ジュニア20名、一般67名、老人66名の会員150名余りで主に宇和体育館、宇和運動公園を拠点として活動しております。種目につきましては、シャッフルボード、グラウンドゴルフなどニュースポーツを中心に自主的に活動をしていただいておりますが、会員数の伸び悩みや青年層の会員が少ないことから、手軽なスポーツが活動の中心となっているのが現状であります。

しかし、近年は夏休み期間中を利用して小・中学校を対象とした触れ合いスポーツ支援事業を積極的に展開して、ニュースポーツの普及にはなくてはならない存在となっている状況もあります。競技スポーツにつきましては、従来どおり体協に依存しているところでありますが、専門技術を伸ばしていける体制づくりが今後最大の課題であ

り、専門の知識、経験を持つクラブマネージャーの確保に努めたいと考えています。

本年3月に策定しました西予市スポーツ振興計画にも掲げておりますように、旧各5町にそれぞれ総合型スポーツクラブを立ち上げることを目標にしており、今回三瓶町で総合型スポーツクラブの設置準備会を発足して取り組みを進めていただいているところであります。今後他の町にも順次推進していきたいと考えております。

議員ご提案のとおり市民の皆さんのスポーツ実施率が向上することに比例して医療費の削減にもつながり、世代を超えて地域の交流が深まり、元気で健康なまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 14番浅野忠昭君。

○14番浅野忠昭君 ただいま答弁をいただきましたけれども、私は3点について再質問をしたいと思います。

まず1点目は、西予の地域づくりの質問の中で、内子町をモデルに上げて公民館単位での長期振興計画の必要性を行政主導での実施について提案をいたしましたけれども、先日一般質問通告書を提出した折には、内子町石畳自治会地域づくり計画書を一部提供して、先ほどの質問の中でも一読の上感想も聞かせていただきたかったはずであります。これが抜けているようでありますので、再度感想をお聞かせいただきたいと思います。

また、先ほどの市長の答弁の中で、地域づくりは住民みずからが考えみずから行うことが基本理念と言われましたけれども、その環境をつくるのが行政の責任ではなからうかと思っております。今の各自治会におきましては、独自の勉強会や調査研究、地域計画の作成などできるだけ力を持っていると思いますか。それどころか限界集落という言葉で言いあらわされているように、高齢化、過疎化に市民や自治会、各種団体は戸惑い、補助金の削減等で弱体化しているのが現状であります。最近自主防災組織が現在結成に向けて進んでいることは喜ばしいことでありますけれども、行政からそれぞれの地区に働きかけているように、要望があればどう支援していくか考えるので

はなく、どのように地域とともに地域の未来を見詰めて創造していくかが今の行政の立場ではなからうかと思っております。その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、総合型スポーツクラブについては、宇和町に続いて三瓶町でも設立準備会が発足していることは非常に喜ばしいことでありますが、このことはぜひほかの3町にも発足できるよう推進をお願いしたいと思っております。

そして、このようなことがもし現実化にされまして、医療費の削減になることになるようでありますと、西予市の財政といたしましても、前向きな体制ができるんじゃないかならうかと思っておりますので、思い切った投資をすることはいかなものかと提案をいたしたいと思っております。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

答弁をお願いいたしまして、再質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、浅野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

内子町の振興計画について一読の感想ということですが、それ自身は残念ながら読む機会がありませんので、今まで失礼ながら読んでおりませんが、このことについては、以前から私も勉強して知っております。それは内子町自身の考え方でございます、内子町が全国の中に発信しているところとこれを否定している地域、全国の中にあります。どちらを選ぶかっていうのは、その地域地域の問題でございますから、今後の西予市はどちらを選ぶかについては今後の課題にしたいと、このように思っておりますのでございますし、それと行政主導に基づく環境づくりについては、先ほども触れましたけれども、地域アドバイザー制度をつくって、そういうアドバイスの中でやっていきたい。これは一番行政が関与することでございますが、ただ私どもが言っておるのは、強制的に地域振興計画をつくるのではないということによって言っておるわけでありまして。あくまでも協働で地域はやっていただきたいということでございます。

以上、2つの質問について私の方から答えさせていただきます。

○議長 上甲教育部長。

○上甲教育部長 浅野議員の再質問についてお答えをしたいと思います。

三瓶町の総合スポーツ型準備会は、現在着々と進んでおると思いますが、今回の補正予算の方にも補助金の方を取り組まさせていただいております。まだ設置できてない各3町につきましても、今後推進をしていきたいと思っております。

医療費の削減にもなりますが、助成につきましては、財政の許す範囲で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 次に、28番大竹忠盛君。

○28番大竹忠盛君 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行います。

正午を過ぎての一般質問になりましたことをお許しをいただきたいと思います。

まず初めに、食糧の安全性と安定供給体制を確立するための食と農のまちづくり条例制定について伺いをいたします。

今治市では、食と農林水産業を基軸としたまちづくりについての基本理念を定め、市の責務や農林水産業者及び市民事業者などの役割を明らかにし、基本的な施策を定めることによって豊かで住みよい環境保全に配慮した持続可能な地域社会の実現を図るため条例が定められています。その成果を掲げられている実情を市の企画課政策研究室の桜井室長が講演され、深い感銘を受けたものであります。西予市でもどんぶり館を初め市内各地で地産地消の推進が進んでいることは十分承知をいたしております。今治の活動は条例をもとに縦割り行政から脱却し、生産者組織の確立から商業者の参加など、いわゆる生産・加工・流通まで一体的な推進体制が図られ、多大な成果をおさめられています。一例を挙げますと、学校給食への取り組みであります。今治では24調理場で1日約1万5,600食の給食の提供が行われております。そのほとんどが地元産の食材が活用されると伺いました。食パンも地元産の小麦で市内のパン屋さんで加工され、今ではすべての給食に地元産のパンが供給されています。豆腐もすべて地元産、これらの産品が人気を呼びまして、ローカル

マーケットとして発展しているということでございます。地産地消と食育運動が定着した背景には、条例を基本とした地道な運動の展開が実を結んだものと思われます。我が西予市は農林水産業の町であります。今治の教訓を生かし、今治に学び、十分に検討研究され、第1次産業の活性化に結びつけていただきたいと思います。幸い西予は広い耕地、海の幸、果物何でも生産できる条件がそろっています。この豊かな資源をぜひ活用され、施策の実現を望むものであります。

次に、スポーツ立市構想と特色ある施設整備について教育委員会の所見をお伺いをいたします。

西予市の特色を生かしたさまざまなスポーツ振興、各種行事に積極的に取り組まれ、スポーツを通じての5町の融和も生まれ、スポーツを通じたまちづくり、あるいは各種スポーツ大会の誘致による活性化に取り組まれ、それぞれの分野で成果をおさめられています。去る2日に開催されました伝統ある文化の里駅伝大会には、開智・開明学校の姉妹館提携を結んでいます松本市役所の駅伝チームが参加をいただきました。文化スポーツ交流も盛んに行われ、去る10月には松本市制100周年記念第51回松本ハーフマラソンには西予市の職員が参加、2位と3位に入賞するなど、目覚ましい活躍もありました。西予市建設計画では、宇和運動公園陸上競技場の改修計画もありますが、これは大変多額の予算も必要であると伺っております。今の財政状況では早期の大改修は困難であると考えておりますが、去る2日陸上競技場の検定の試験があったようでございますが、次期検定からは方法も変わると伺っております。この検定に合格をしないと、幾ら中学生や小学生がいい記録を出しても、これは公認をされません。最低条件がクリアできる改修はぜひともお願いをいたしたいと思っております。

そこで、私は少ない経費で特色ある施設をつくり、競技会や健康づくりにも生かせるクロスカントリーコースを運動公園周辺の山林に設置されることを望むものであります。コースは1.5キロ、幅員は2メートルから5メートル程度で、夏場では木陰を利用したジョギングやウォーキング、あるいは健康づくりにも十分役立ちます。愛媛県では本格的なクロスカントリーはなく、陸上競技場と併用による合宿の誘致、クロスカントリー大会も開催できます。大会を開催しても競技役

員も10人程度で済みます。開催できるメリットもあります。コースの設備費も恐らく7,000万円前後でできると想定され、うまく補助金等を活用すれば設置可能であり、維持管理費も少額で済み、特色ある施設になると考えるのであります。夢のあるまちづくりのためにもぜひクロスカントリーコースの設置について、前向きに検討されるよう教育委員会の考えをお伺いをいたします。

次に、西予市合併2期目のかじ取りには、的確な先見性、状況判断と卓越した政治力が必要であります。三好市長の思いを伺いたいと思っております。

西予市初代三好市長は、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、みんなが納得するまちづくりを理念として、地域も産業もあるいは文化や風習も異なる5つの町が一つになった西予市、合併協議で示されました懸案事項を厳しい財政状況のもと、的確な決断力を持って着実に実行され、西予市発展の礎が築かれつつあると思うのであります。合併後ややもすると閉塞的になりがちな市政、市長は常に対話を旨とし、新しい西予市をつくるための情熱、創造力と柔軟性が見事に調和したまちづくりに努められたと思うのであります。

しかし、今後の4年間の市政運営は、行財政ともに一段と厳しく、大型の庁舎建設あるいはCAテレビ、ごみ処理施設、し尿処理施設、公共下水、市民の安全と安心を守るための市立病院の経営、また教育、文化、福祉、先ほどから話題になっております限界集落対策など、まさに課題が山積していると思うのであります。この難局を乗り切るためには、すぐれた識見、先見性や決断力、特には筋を通す気概も必要であります。三好市長はこの4年間にさまざまな難題をそつなく乗り切られた政治手腕を次の4年間の市政運営を託すに足りる市長であると思うのであります。現在の心境、西予市を思う気概、熱き思いを伺いたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長 安藤産業建設部長。

○安藤産業建設部長 大竹議員の1点目、食糧の安全性と安定供給体制を確立するための食と農のまちづくり条例制定についてお答えをいたします。

す。

全国でも有数の先進地であります今治市では、昭和63年に食糧の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言を決議し、平成18年9月には、この都市宣言を着実に実行するための今治市食と農のまちづくり条例を制定されております。この条例は、地産地消の推進、食育の推進、有機農業の振興の3本柱に地域の農林水産業を基軸としたまちづくりを行うことを掲げ、全庁的に対応したまちづくりを進めておられます。大変すばらしい取り組みであると思っております。

本市におきましては、生産者が意欲的に農業に取り組めるよう、どんぶり館を初め直売所、供給施設の整備等を積極的に進め、安全・安心な農産物の地産地消及び消費者交流の推進は順調に効果が上がっていると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、西予市を一体とした地産地消の取り組みには至っていないのが現状であります。また、課題であろうかと思っております。一昨年食育基本法が施行され、食育に関する施策の方針や目標を総合的かつ計画的な推進を図るための食育推進基本計画が作成されました。西予市におきましても、平成20年度末に食育推進計画を策定すべく、現在健康づくり推進課が事務局となり、関係担当者が参加をして総合的な食育、地産地消に向けて検討を始めたところでございます。今後西予市での豊かな自然を活用できるよう先進地であります今治市の食と農のまちづくりを手本にし、十分な研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮教育長。

○二宮教育長 大竹議員のスポーツ立市構想と特色ある施設整備についてお答えをいたします。

宇和運動公園陸上競技場は、現在公認5種競技場の認定を受けております。3年後の更新時には、規則の改正により、5種競技場の認定基準がなくなり、ワンランク上の4種競技への変更が必要となってまいります。3年後には4種への公認が取得できるよう、平成20年度から計画的にフィールドの基盤整備や備品の整備など行ってまいりたいと考えております。

クロスカントリーコースにつきましては、ご提

案のとおり競技場を中心に起伏に富み、しかも自然環境を生かした特色あるコースが考えられます。健康づくりはもちろん立地的にも今後の活用は大いに期待ができると思われますが、陸上競技等の整備を進める中で、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、大竹議員の西予市合併2期目のかじ取りについて市長の思いということでございますが、この質問について回答をさせていただきます。

私の市政執行については、先ほど松山議員の質問で回答をさせていただいたとおりであります。

次期市長選挙の出馬意向の考えについては、松山議員と大竹議員同じご質問がございましたので、あわせて回答をさせていただきたいと思っております。

私の市長としての使命は、西予市の基礎をつくることであると認識をしております。西予市誕生から今日まで多くの行政課題に取り組んでまいりました。次第に整いつつあると思っておりますが、盤石な基礎にはまだまだであります。

また、国の政治情勢もねじれ国会と言われますように混沌として不安要素が多い中、高度な政治的判断を要求される状況であります。それに耐え得る政治的判断能力が要求されることでありましよう。

さらに、健全な財政基盤を構築すること、生活生産基盤をつくること、生産環境をよくすること、高齢社会を守り生きがいづくりを進めること、未来を託す子供たちに社会に生きる基礎環境をつくることなど挑むべき課題は山積であります。私個人としては、内外ともに行政課題に対処できる組織や人的関係が多分に形成できつつあると認識しております。私の考えや姿勢を支持いただく方々や地元自治会から出馬要請をいただいておりますが、さらに声なき声の市民の皆様のご意見に耳を澄ませ、許せるなら次期市長選挙出馬について関係者と相談の上、前向きに考えていきたい所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。再開は13時45分再開。(休憩 午後0時22分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時45分)

次に、3番宇都宮明宏君。

○3番宇都宮明宏君 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、以下の2点について質問をさせていただきます。

まず、指定管理者の運営に対する問題点について。

西予市では指定管理者制度を導入して約2年が過ぎましたが、この制度により実態に合わせた管理が可能になる、また民間の能力が発揮されることにより、市民サービスの向上や合理的管理が望める、あるいは市の財政負担を軽減でき、施設の利用者及び設置者双方にとってメリットが見込めるため導入したと認識していましたが、制度設計の多くを自治体の条例にゆだねているため、自治体は試行錯誤で走り始めているのが現状であり、その運営については、今後どのような制度設計にして、住民の福祉を実現するのが各自治体の重要課題であり、まだまだ問題点があると考えますので、自分なりの調査をもとに、以下の問題点を提起し、考え方を伺いたいと思います。

まず、指定管理者の指定については、使用許可制限の付与や利用料金制が採用できるなど指定管理者にとってかなりメリットがある一方、自治体にとっては、取り消し権がかなり制限されている。

次に、指定管理者の権限については、財産の目的外使用、公物管理のあいまいさ、指定管理者の業務責任、国家賠償責任は自治体を負うなど多くの問題点がある。

また、自治体の責任として、年1回の事業報告書の提出のみで経営状況を把握できるのか。経営状況が悪化しても自治体の責任は残るので、組織として指定管理者を指導監督する体制が必要ではないか。

最後に、西予市の現状についてお聞きしますが、本市は47の施設が指定管理者により運営されており、これらのうち27施設に市から委託料として総額で約1億6,000万円弱が支出されていますが、この名目以外に施設の修繕費や維持管理費、その他などの支出があると認識していま

すが、この金額はどれくらいになるのか、お伺いをいたします。

次に、市民体力測定の実施についてお伺いをします。

今日本では少子・高齢化が急速に進んでおり、西予市もその代表的な立場にあって、現在でも限界集落が64地区存在し、全体の19%を占めています。今後この比率はますます増加していくと思われますが、人は目標があればそれに向かって努力をし、また仲間の人々と競い合うことによって、張り合いを持って元気で過ごしていけるのは周知の事実であると思います。現在、西予市では各年齢に達した人々に、傷病に対する早期治療のために各種の検診を行っており、かなりの効果があると市民からの声も届いているところですが、これに昨今耳にするようになった予防医学あるいはスポーツの必要性これを考え合わせると、もっと市民に優しい行政サービスが展開できるのではないかと思うところでございます。最近ではウォーキングあるいはジョギングをする人々は、増加傾向にあるように感じていますが、その一方で少し前までは歩いていたけど、今はしんどくなってやめているのよという声も聞くことがございます。

そこで、年配の方の多くが親しんでおられるレクバレーやクロッカー、そこには試合の勝ち負けがあったり、少しでもよいスコアを出したいという気持ちがあるから続けられているんだと思います。そういう意味でも、これらの方々に50メートルが何秒で走れるかとか、反復横飛びが何回できるかという年代別の数字的な目標を提示することができれば、その目標のために運動を続けていただける可能性が高くなるのではないかと思いますし、少しでも医療費の抑制につながると考えますので、各種団体に支援を要請し、協議の上、市民の皆さんに年はとって元気で暮らしていただくための一助として市民体力測定大会の実施を検討すべきだと思いますので、市長の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 宇都宮明宏議員の指定管理者の運営に対する問題点、さらには西予市の現状につきまして、この2点につきましてお答えを申し上げます。

たいと思います。

まず、指定管理者の運営に対する問題点についてお答えをいたします。

本市の指定管理者制度につきましては、施設の性格及び運営状況等を踏まえ、順次制度の導入を図っているところでございます。既に指定管理者により運営している施設につきましても、ほとんどの施設で非常に厳しい運営状況にございます。

さて、議員がご指摘されております指定管理者の指定の取り消しでございますが、これについては、規則及び指定管理者との協定書において、その指定の取り消し要件を定めております。特段市の取り消し権が制限されているようなことはございません。

また、指定管理者にゆだねた権限の行使に基づく責任につきましては、原則として規則及び協定書の定めるところにより指定管理者にあります。ただし、その施設そのものにふぐあいなどの瑕疵がある場合は、施設の設置者である西予市にその責任がある場合もありますし、また指定管理者のなした行為による第三者への損害については、場合によっては当該施設の指定管理者に指定した責任において、市にその賠償を求められる場合もあるわけでございます。

さらに、年1回の事業報告書の提出のみで経営状況が把握できるかと、このようなご指摘ですが、規則等の規定により指定管理者からは毎年事業報告書を提出させるとともに、それに加えて協定書の中に毎月の定期報告義務を盛り込んでおります。各指定管理者が定期報告書を担当課に提出し、経営状況を把握する体制をとっておるわけでございます。既に施設によりましては、必要に応じてその運営方法または体制の改善について、指示または指導を行っているところであります。

しかしながら、今後の健全な施設運営を維持するためには、年間の事業報告及び月ごとの定期報告のみならず、指定管理者制度の趣旨を損なわない範囲で必要に応じて指定管理者との連絡会議や施設の立ち入り等を実施し、適正なモニタリングを行うとともに、その結果を的確に評価し、よりよい運営につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、西予市の現状についてでございますけれども、平成19年9月1日現在西予市の公の施設

47施設につきまして指定管理者制度を導入しております。指定管理者には、これらの公の施設の経営管理につきまして業務委託しているわけですが、消防設備保守点検経費やこの施設を利用して市が実施します福祉事業等の必要経費につきましては、原則施設の設置者であります市が委託料として負担することといたしております。

また、施設の修繕や市の備品の買いかえに要します費用につきましては、施設の経営状況を考慮して、契約に基づき指定の設置者であります市と指定管理者の負担割合を定めております。

指定管理者としておりますこれらの施設は、築後年を経たものが多く、施設や設備の老朽化によりその修繕や備品の買いかえが必要となっております。平成18年度決算で47施設の修繕料が1,233万円、それから特殊建物定期調査業務委託料12万6,000円、備品購入と駐車場用地借上料を含めた費用が1,082万円となっております。その合計は2,327万6,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 武田生活福祉部長。

○武田生活福祉部長 宇都宮議員ご質問の3点目、市民体力測定大会の開催につきましての答えを申し上げます。

人が健康であり続けることは、万人の願いでございます。そのため各種検診を受診したり、軽スポーツを楽しまれている方が年々ふえてきているところでございます。スポーツでは、マスターズ陸上や水泳に参加し、記録に挑戦する高齢者もおられますし、団体で一つのボールを追いかける方、また剣道の居合いのように個人技を全うする者等、多種多様でございます。

しかし、スポーツにはけががつきものでもございます。特に高齢者は瞬発力を必要とする運動には注意が必要だと言われているところでございます。無理のない自分の体力に合った運動の継続をお願いするところでございます。本市においては、健康づくり計画2014の推進に当たり、17年度より健康広場、健康づくりセミナー、そして老人クラブ連合会等におきまして体力測定を行っているところでございます。ハードな種目はございませんが、点数制になっておりまして、自分

の体力の度合いをはかることができます。

また、若い方につきましては、文化体育振興課でハードな運動種目を取り入れました体力測定を行っているところでございます。議員お尋ねの市民体力測定大会これは、市民体育祭のように全市的に行うとすれば、スタッフは相当数の数に上りまして、また交通の便の確保も必要となっておりまして、せんだって宇和スポーツクラブ約50名による体力測定大会がございました。市職員がスタッフとして協力参加をいたしましたところでございます。場所、スタッフ、参加者等の条件もございますが、地区ごとの測定会においては、対応できるものと考えております。スポーツはみずから行い、楽しむもので、ほかからやらされると楽しくなくなります。目標数値等もお示しすることができますので、スポーツ愛好者等みずから企画立案等をされながら、体力測定会を開催していただきたいと、現時点ではこのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番宇都宮明宏君。

○3番宇都宮明宏君 まず、指定管理者の運営の件につきまして2点ほど再質問をさせていただきたいと思いますが、まずいろいろお示しをいただきました支出の費用ですが、例えば修繕費などの費用についてはどのような基準で支出をされているのかということがまず1点。

そして、現在西予市の市民の皆さんの生活を考えますと、年々苦しくなっている一方ではないかなという気がしております。そういう中で指定管理者はある程度優遇されているのではないかなというような市民の声も聞くことがございますので、これらの支出の基準、負担割合ですか、それと委託料などを見直すことも必要ではないかと考えるわけでございますが、そこら辺今後の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、宇都宮議員の再質問についてお答えさせていただきます。

修繕料等々の費用の基準でございますけれども、私どもの基準をつくらせていただいて支出要

件で合うその範囲内に支出をしておるのが現状でありまして、要綱をつくらせていただいておりますところであります。

それと、市民の声として、市民の生活が非常に苦しい中で指定管理者のやっとなる施設だけ優遇しておるんじゃないかということでございますが、これも非常に難しい問題でありまして、指定管理者がやっていただいておりますところが、すべて経営ができるかどうかというところに行き渡るわけでありまして、なかなか経営としては難しい側面があります。それがほかの民間事業者がすべてここをやっていただくかどうかということになると非常に疑問であります。そういうことを勘案しながら私どもは支出をどこの辺でとどめてしたらいいのかっていうことを考えながらやっておりますところでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

また、指定管理者には厳しく私どももチェックもさせていただいたり、またそれぞれの経営改善計画等々もお願いをしながらやっておりますところでありまして、そういう意味では、それぞれの指定管理者、努力もしておるということも現実でありまして、この辺もご理解をいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

所属常任委員会の質疑はご遠慮願います。

(日程2)

○議長 まず、日程第2、議案第119号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」及び議案第120号「西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第121号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」か

ら議案第130号「西予市野村学園条例を廃止する条例制定について」までの10件を一括議題といたします。

まず、議案第121号及び議案第122号の総務企画部に対する2件の一括質疑を行います。

17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 選挙における公費負担に関連してというよりも費用に対してちょっとお尋ねをいたしますが、選挙管理委員会の方で以前私も一般質問いたしたわけですが、選挙掲示板につきまして、数が今度減ったという報告がございました。実を申し上げましたら、その中で市議員の選挙定数24名の中で、道路の通行に邪魔になるようなところが出てくるんじゃないかという指摘を市民の方から出ております。今まででしたら、中選挙区制でございましたので数が少なかったんですけども、立候補がありますと、30名程度のものはつくらなきゃだめなんではないかと。そして市長選挙があると。同時選挙であれば、今まで張ってたところでは張れない箇所が出るんじゃないかということが出ておりますので、そのあたりの対応についてどうようにされてるか。もちろんこれは市の費用を使うわけでございますので、また場所が変わるのか、そういう件についてお尋ねをしておきます。

○議長 炭倉総務課長。

○炭倉総務課長 今ほどの掲示板の設置場所についてでございますが、先般12月2日の定時登録選挙管理委員会での案件も審議をいたしました。その中で、現在設置場所が決まっておりますが、そこらも広い面積が要するというようなことで、その地域で近くでできるところは近くで探すと。もしその場所がない場合は、もうやむを得ずのけていく方向で、今書記それぞれの町にありますが、そこで検討をするように、3月までにはきちんとした方向性を見出していこうとしておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第123号の質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第124号から議案第127号までの教育部に対する4件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第128号から議案第130号までの生活福祉部に対する3件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第4号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

18番兵頭勇君。

○18番兵頭勇君 一般会計の補正につきまして1点だけお尋ねをしておたらというふうに思います。

ちょうど総務費の中でページが26ページになるわけでございますが、庁舎建設の調査研究費であります。この金額についてとやかく言うわけではないわけですが、庁舎の建設について意見を述べさせていただいたというふうに思います。

ちょうどどのようなことも言うようであります。庁舎建設につきましては、合併の時点いわゆる4年前に庁舎は宇和町に建設をするということで合意がされております。その件についてはとやかく言うまでもないわけでございますが、ちょうどこの建設につきましては、旧宇和町の方からも合併時点で4億円幾らの金を基金として積み立て申し込んでおられます。その建設も先般の説明によりますと、平成22年3月には完成を見る、現在の地で建設をするというような説明がございました。その建設についてはとやかく言うわけありませんが、21億円以内の事業で行うということもお聞きをしたわけでございます。ちょうど私はこの建設につきましては、今申しましたように反対するものではありませんが、特に私の地域あたりは、この建設については住民がかなり関心

を持っております。と申しますのは、今すべての公共機関あたりが本庁あたりに集中していくような時代になってきております。農協しかり郵便局しかりであります。そういうように地方におられる住民の声としては、きょうの一般質問にも出ておりましたが、限界集落これはやはり言葉のようになってまいりましたが、現在の１９％が１０年向こうには６９％になるということもはっきりと言われております。そのような現状の中で、ちょうど地域協議もなんですが、野村町の周辺におられる住民からは、年寄りが高齢化する、高齢化が進んでいく、年寄りが残っていく、そのような社会になって、中央へ中央へと皆事業が進んでいくような心配懸念があるわけでありまして。そこでこの会合に行きましても慎重にやってくださいよというのがこの建設に対する住民の声であります。そのような声を――やはり西予市は面積が５１４平方キロで、市の中では愛媛県下でも一番の面積を有し、東西に長いひょうたん状のような地域であります。仮に野村・城川のこの奥地から出ますと中央へ行くのには１時間ばかりかかります。そのような地形的な、地理的な条件もあるわけでありまして、最後に言いますが、今の支所、総合支所あたりは使える間は使っていただきたい。便利さを残していただきたい。市民の目線に合った行政運営をしていただきたいという声が多いと思います。その辺を十分に酌み取っていただきまして、建設には慎重に対応をしていただきたい。今後の運営についてもいただきたいということを、もう金額的なことは言いませんが、要望としてお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、この場所からお答えをさせていただきます。

今兵頭議員のご質問でございますが、今後大きな問題として本庁の建設をやるということの大きな流れの中に今入っております。そういう中のご意見で貴重なご意見として聞かせていただきました。この本庁建設につきましては、合併の折に合併協定書で、今ほど兵頭議員が言われましたとおり、１０年以内に宇和町の地に本庁をつくるという申し合わせでございます。この背景はご存じの

とおり、合併特例債が１０年間に条件のいい中でつくられるということを含めてのことでありまして、１０年過ぎますと丸抱えで一般財源でなくてはいけないということがあります。そういう中で、今最終段階にするためには、その範囲内にするためには、その年度内にするためには、もうある程度早く進めないといけないということで決断をして進めておるところでございます。

金額的なことの２１億円以内という一つの目標を定めておりますが、当初の西予市の建設計画においては３０億円弱というような数字が出ておまして、私も今の財政の厳しい中で、なるべくその数字を落としていくためにいろいろな諸条件を勘案しながらその数字までに皆さんにお示しをして、ここまでやっていこうという声かけをしておるところでございます。

それとあわせまして、それぞれの中央に中央に、いわゆる宇和に、宇和にいろいろな施設ができるということの配慮をどうかしろということでございますけれども、昨年度私も決断をさせて、ともに西予市の中に大きな組織として社会福祉協議会があります。その社会福祉協議会の理事評議員の皆さんにもご相談をし、社会福祉協議会の会長さんにもご相談に乗らせていただきまして、みんなのご理解を得て本庁を野村町に移したところでございます。そういう西予市の中の全体をうまくやれる組織づくりを少しさせていただいたところでありましてご理解もいただきたいと、このように思っているところでございます。

また、機構でございますけれども、総合支所をどうするかということの中で、やっぱり機構の問題が出てまいります。以前からお話ししておりますとおり、現在は総合支所方式をとらせていただいておりますけれども、私どもは、西予市は全国と違う新しいシステムの中で機構づくりをしていこうという中で、やはり今の支所が十分機能として果たせるような中で本庁支所方式という新しい言葉で私どもは、西予市は言わせていただきまして、本庁支所方式の中で今後とも動かさせていただくと、そういう機構づくりをやっていこうと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 質疑はありませんか。

５番元親孝志君。

○ 5 番元親孝志君 今の関連でございますけども、私は別の視点から 2 点ばかり質問させていただきたいと思います。

今の庁舎建設調査研究費についてでございますが、まず 1 点お伺いしたいことは、これは私の理解の間違いかもしれませんが、今回の庁舎建設につきましては、まず設計業者をプロポーザル方式で決めると。そして来年の 3 月までに基本設計をして 4 月以降に実施設計に入るというふうにお伺いしているわけですが、今回プロポーザル方式で公募された業者の選定が今どこまで進んでおるか、私はわからないわけですが、本来私が思うには、このプロポーザル方式で設計監理業者を選定して、こっから物事の基本設計、それから実施設計がスタートするのではないかなというふうに理解をしておったわけですが、もう既に基本設計のデータ収集のための地質調査 6 1 0 万 1 , 0 0 0 円が計上されてるわけですが、これ私なりに勘ぐりますと、もう既に基本設計の段階に行政は入っておられるんじゃないかというふうな思いがするわけですが、その辺の進捗状況はどうなのかということをまず 1 点お伺いしたいと思います。

それから、もう一点でございますが、今ほど兵頭議員さんも言われておりましたように、私どもが非常に今回の庁舎建設において理解、納得ができないのは、機構について十分な説明がされていないということに対して非常に不満を持っております。今市長の方は、本庁と支所方式と言われたけれども、じゃあその中身は一体どういう中身になるのか。あるいは、先ほど私一般質問させていただきましたけれども、学校区単位、公民館単位の自治のあり方がどうかということも再三質問をさせていただいておりますけれども、そういったものに対する配慮なり検討はどのように進んでおるのか。そういった建物と中身の話が手順からすればあべこべじゃないかと。もう少し中身を議論して、その上で建物に移行するというのが私は手順じゃないかと思うんですが、どうも建物が先行して中身を後から議論をするというふうな、今流れになっておるんじゃないかという危惧をいたしておりますが、その点につきまして質問をしたいと思います。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 プロポーザル方式の進捗状況ということが 1 点と、本庁支所方式の中身ということであろうかというように思っております。

プロポーザル方式は、ご案内のようにコンペ方式と両方の方式があるわけですが、プロポーザル方式を今回は選択をさせていただいておるということでございます。この進捗状況につきましては、担当課長の方から後ほどご報告をさせていただきます。

今の本庁支所方式の中身の問題であります。現在本庁庁舎の建設とあわせて検討を進めております。基本的には、現在の支所の機能は、ほぼ現在に近いものは残して、地域密着型の業務は残していこうという考えを基本的に持っております。

もう一点、元親議員の一般質問にもありましたけれども、昭和の合併の旧村各地区公民館の充実というのがございましたけれども、やはり年々高齢化は進みます。そういう中にありまして、やはり支所の機構については、非常に独特な西予市の長い地形がございますので、西予市の独創的な――よその物まねでなくして、西予市独特の独創的な支所機能のあり方を検討したいということで、今検討を進めさせていただいております。できるだけ皆さんの足元に近いところでサービスがどの程度のものができるのか、この辺も含めて検討をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長 清水企画調整課長。

○清水企画調整課長 ただいまのプロポーザルの件でございますが、これにつきましては、10月15日から公募を始めまして、今の段階で審査をしております。基本的には12月末に業者を選定する予定であります。その経過につきましては、今のところこの場でお答えできませんので、最終的に業者が決まりましたら、経過すべてご報告したいと思います。

それから、基本設計につきましては、1月から6月まで基本設計の期間を設けております。来年の7月から再来年の2月にかけて実施設計を行うということで今のところ予定をいたしております。

ただいまご質問ありましたボーリングなんですけども、これは基本的には基本設計業務に当たる前にデータを示すべきということで考えておりますが、今回補正予算をご承認いただきましたら、1月から2月にかけて調査を行ってまいりたいというように考えております。

○議長 3番宇都宮明宏君。

○3番宇都宮明宏君 ページ数は26ページになるんですけど、全体的な意味で、ちょっと電算管理費のことでちょっとお伺いを——お伺いというか、研究すべきであるという提言をさせていただきたいと思います。

といいますのが、先日総務省の方に市長も同行いただきまして、陳情にと勉強に行ったわけですが、その席で総務省の方から、この電算管理費のソフトに対する全国的な対応策といいますか、についていろいろ総務省の方で研究をされたということで、各市町村のこの経費削減についてのそれなりの体制、ソフトなりがある程度めどが立ったというお話をお伺いしましたので、西予市でも今まで市町合併とか、CATV、ほかの市町村に先駆けて取り組まれたことによりまして、かなり有利に進んでいる面があると思いますので、この電算管理費の削減についての研究もより早く対応をしていくべきだと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の問題につきましては、先般国の総務省の方に行き、各議員の皆さんもご研究いただいたところでありまして、ご理解も深まったんじゃないかと、このように思っております。私もことし先般今治で、増田総務大臣と車座対談の席に参加をさせていただきまして、この問題等々についても訴えていったところでもあります。ぜひ私も制度が変わるたびに自治体がソフトを変えていかなければならないということに対する問題があります。これをやはり国が制度を変ったときにはソフトを開発して自治体にそれを渡していくということの流れをつくってほしいということをその席でも言わせていただきましたけれども、国の方もそういう流れを今からやっていた

くということに対してはありがたいことだとこのように思っておりまして、これはやはり大きなネックだ、今後の大きなネックになってくるものだと思っております。

以上です。

○議長 質疑はありませんか。

5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 教育費についてお伺いしたいと思いますが、CRT学力検査等の委託料が小学校、中学校計上されておりますが、これの学力検査の内容等について説明をいただきたいと思います。

それから、昨年ですか行われました全国一斉学力テストがありましたが、野村中学校それから小学校のレベルというのは一体どの程度であったかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一点、最近よく言われておりますが、世界そして地域で行っておりますOECDの学力調査の結果が、今非常に日本は成績が悪いということで懸念をされておりますが、教育の立場で、なぜ今日本がこれだけ学力が低下しているのか、そういったことをどのように受けとめられておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 二宮教育長。

○二宮教育長 まず、第1点目のCRT検査の件なんですけど、これは3年に1回各自治体を実施しているものでございまして、やはり子供たちの学力の趨勢を見るためにはやっぱり必要な検査だということで、国語、算数、中学生は国語、算数、英語という科目を対象にしております。

それから、全国学力検査の結果ですけども、この公表につきましては、学校ごとの公表はしないということで考えております。全体的に言いますと、西予市の学校の結果は、愛媛県、全国と比べましても上回っておるということはここで断言できますが、個々の学校の比較につきましては、遠慮させていただく。これは変な方向で競争意識が先行するということになりますと、これも検査の趣旨に反するということになっていけませんので、そこらは公表は控えさせていただきたいと思ひます。

３点目のＯＥＣＤでの学力検査の結果、日本の学力は非常に昨年と比べても７位に後退したとかいろいろあると思いますが、そこらの見方はいろいろ全国的にも社会的にも言われますけども、日本人が生きていくための今までの非常に技術力向上とか、そういった方向性を探るためには、今一生懸命歩いてきた中では、ゆとり教育ということを目指しました。また、そのゆとり教育が３年、４年たちますと、やっぱり学力低下が見られるということで、また新たな教育基本の改正とかがありまして、今後見直されていくと思いますが、これは一市だけの問題でなくて、やっぱり日本の文部科学省の行き方が問われる問題ということだというふうに思っております。

以上です。

○議長 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程５）

○議長 次に、日程第５、議案第１３２号「平成１９年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１３９号「平成１９年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの８件を一括議題といたします。

これより議案第１３２号から議案第１３９号までの８件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２１件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は１２月１９日午後２時００分より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後２時３１分

平成19年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成19年12月19日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成19年12月19日
 午後2時00分
 1.散 会 平成19年12月19日
 午後2時29分

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 25番 岡 田 周 三
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

な し

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二

副 市 長 別 宮 静
 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第119号 西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金
 条例制定について
 議案第120号 西予市肥育肉用牛及び乳
 用牛産地強化支援事業等
 資金貸付基金条例制定に
 ついて
 議案第121号 西予市議会の議員及び長
 の選挙における公費負担
 に関する条例の一部を改
 正する条例制定について
 議案第122号 西予市職員の給与に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第123号 西予市国民健康保険税条
 例の一部を改正する条例
 制定について
 議案第124号 西予市立学校及び幼稚園

設置条例の一部を改正する
条例制定について

議案第 1 2 5 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場
条例の一部を改正する条
例制定について

議案第 1 2 6 号 西予市文化財保護条例の
一部を改正する条例制定
について

議案第 1 2 7 号 西予市伝統的建造物群保
存地区保存条例の一部を
改正する条例制定につい
て

議案第 1 2 8 号 西予市霊柩自動車条例の
一部を改正する条例制定
について

議案第 1 2 9 号 西予市乳幼児医療費助成
条例の一部を改正する条
例制定について

議案第 1 3 0 号 西予市野村学園条例を廃
止する条例制定について

議案第 1 3 1 号 平成 1 9 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 3 2 号 平成 1 9 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）

議案第 1 3 3 号 平成 1 9 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 3 号）

議案第 1 3 4 号 平成 1 9 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）

議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 2 号）

議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）

議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度西予市上水
道事業会計補正予算（第
2 号）

議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 2
号）

議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度西予市野村

介護老人保健施設事業会
計補正予算（第 1 号）

2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

1

議案第 1 1 9 号 西予市肉用牛産地強化支
援事業等肉用牛貸付基金
条例制定について

議案第 1 2 0 号 西予市肥育肉用牛及び乳
用牛産地強化支援事業等
資金貸付基金条例制定に
ついて

議案第 1 2 1 号 西予市議会の議員及び長
の選挙における公費負担
に関する条例の一部を改
正する条例制定について

議案第 1 2 2 号 西予市職員の給与に関す
る条例の一部を改正する
条例制定について

議案第 1 2 3 号 西予市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例
制定について

議案第 1 2 4 号 西予市立学校及び幼稚園
設置条例の一部を改正す
る条例制定について

議案第 1 2 5 号 西予市立学校給食セン
ター及び学校給食調理場
条例の一部を改正する条
例制定について

議案第 1 2 6 号 西予市文化財保護条例の
一部を改正する条例制定
について

議案第 1 2 7 号 西予市伝統的建造物群保
存地区保存条例の一部を
改正する条例制定につい
て

議案第 1 2 8 号 西予市霊柩自動車条例の
一部を改正する条例制定
について

議案第 1 2 9 号 西予市乳幼児医療費助成
条例の一部を改正する条
例制定について

議案第 1 3 0 号 西予市野村学園条例を廃
止する条例制定について

- 議案第 1 3 1 号 平成 1 9 年度西予市一般
会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 1 9 年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 1 3 3 号 平成 1 9 年度西予市介護
保険特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 1 3 4 号 平成 1 9 年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）
- 議案第 1 3 5 号 平成 1 9 年度西予市農業
集落排水事業特別会計補
正予算（第 2 号）
- 議案第 1 3 6 号 平成 1 9 年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 7 号 平成 1 9 年度西予市上水
道事業会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 1 3 8 号 平成 1 9 年度西予市病院
事業会計補正予算（第 2
号）
- 議案第 1 3 9 号 平成 1 9 年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計補正予算（第 1 号）

2 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第119号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」から議案第139号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの21件を一括して議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、藤井総務常任委員長の報告を求めます。

○藤井朝廣総務常任委員長 総務常任委員会審査報告書。

総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案7件に対しまして、12月11日、関係部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果はお手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて原案可決した次第であります。

審査の過程における主な質疑内容、また委員から出された特徴的な意見について、その概要を抜粋して報告を申し上げます。

初めに、議案第122号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」に関連して、旧5町における給料格差の調整状況についての質疑があり、合併後5年間で調整を行うことで現在作業を進めている。進捗状況としては、7割程度が調整済みであり、今後平成21年1月を目安に給料調整を終える予定であるとの説明がありました。

次に、議案第124号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第125号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」に関連して、大野ヶ原小学校児童の惣川小学校までの通学手段について、また学校給食における地産地消に関する取り組みについての質疑がありました。

通学手段については、登校時に1便、下校時には低学年用と高学年用の2便で、いずれもタクシー等での対応である。

また、学校給食における地産地消の考え方については、大規模校の給食センターは、量の問題もあり難しい要素をとったとあるが、小規模校については、努めて地産地消の方向で取り組んでいるとの答弁があり、当委員会としても、積極的に取り組まれるよう強く要望をいたしました。

続いて、議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第4号)」のうち情報推進課所管の情報推進事業費における野村ケーブルテレビの株式購入費の質疑の中で、今回の株式購入により、同社株式の88%を西予市が取得することに対して、残り12%の株主の状況について説明を求めたところ、地元、野村に支店のある銀行3社並びにJAひがしうわであるとの答弁がありました。

また、今後においては、同銀行等に増資のお願いをしていきたいとの答弁でありました。

学校教育課所管の事務局費における西予市学校再編検討特別委員会報酬の補正に関して、同委員会の委員会構成について説明を求めたところ、西予市議会代表1名、小・中学校長会2名、PTA関係者7名、行政連絡協議会理事5名、地域審議会委員5名、学識経験者6名の合計26名であるとの説明がありました。

文化体育振興課所管では、文化施設運営管理費におけるかまぼこ板の絵展、需用費等の補正に関連して、当事業はすばらしい事業であり、市内の子供たちが応募するしないは別として、子供たちが西予市のよさをよく知るという意味においても、学校教育の中で総合学習等に取り入れるなどの配慮をしていただきたいとの意見がありました。

また、保健体育総務費における総合型スポーツクラブ補助金に関連して、総合型スポーツクラブの意義について説明を求めたところ、スポーツ立市構想の一つであり、競技スポーツについては、従来の体育協会等にゆだねるが、軽スポーツまた健康づくりスポーツについては、この総合型スポーツ事業の中で取り組んでいき、世代を超えて最終的には人づくり、まちづくり、医療費の削減等につなげていきたいと考えているとの説明でありました。

また、指導者の確保については、現在鋭意努力しているとのことでありました。

以上、今定例会で付託された議案の審査概要について申し上げましたが、適切なご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

平成19年12月19日、総務常任委員会委員長藤井朝廣。

○議長 次に、大竹厚生常任委員長の報告を求めます。

○大竹忠盛厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案9件の審査結果は、お手もとに配付の委員会審査報告書のとおりいずれも原案可決と決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がなされました事項について、その概要を申し上げます。

初めに、議案第123号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、提案の条例改正と後期高齢者医療制度のかかわりについて質疑があり、今回の改正はあくまでも国民健康保険税条例の改正であり、65歳以上75歳未満の年金受給者に対して保険料を特別徴収（年金から差し引く）する改正との答弁でありました。

次に、議案第128号「西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について」は、明浜地域で運行している車両の老朽化に伴い、明浜地域においても民間の霊柩車を利用することができ、市民への不便は来さないと判断し、平成20年度から明浜地域における事業を廃止するとの提案に対し、地元住民の方への周知はどのように対応しているのかとの質疑に、本条例が可決次第、地元住民にはご理解を願うべく周知徹底を図りたい。なお、三瓶地域においては、平成14年に購入したもので、当分の間は従来同様運行するとの答弁でありました。

次に、議案第129号「西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、乳幼児に対する医療費助成の対象年齢を就学前まで

に拡大するもので、入院、通院ともに就学前までの乳幼児に対する医療費を無料化し、乳幼児保健の向上と福祉の増進に寄与するものとの説明に対し、この条例改正に伴う市の負担額について質疑があり、概算で改正に伴う追加分は2,400万円を予定しており、財源については、ごみ減量化の取り組み成果の活用であるとの答弁でありました。

さらに、市民の分別協力で達成されたものであり、市民全体の役立つようなものに活用されたいとの意見に対し、主なものとして、6,000万円程度は基金として運用していきたい。

また、消防法で住宅については、火災報知機の義務づけがなされているので、3年かけて2,000万円余り助成を予定しているとの答弁でありました。

次に、議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算（第4号）」福祉事務所所管については、生活保護世帯の認定条件、養護老人ホームの入所の審査のあり方について質疑があり、生活保護世帯の認定は、国が定めている生活の最低基準に照らし適否を決定しており、養護老人ホームについては、入所判定委員会で決定しているが、必要に応じて早急に委員会が開催できるように対応したいとの答弁でありました。

また、緊急通報体制整備事業委託料の事業内容等の質疑があり、対象は65歳以上のひとり暮らしの方、身体に障害のある方に対し緊急通報装置を設置し、専属のオペレーターにより24時間365日対応するシステムとなっており、全体で252世帯加入しており、負担については市の負担となり、当初は工事費込みで2万8,000円程度との答弁でありました。

以上、慎重に審議をいたしましたので、報告といたします。

平成19年12月19日、厚生常任委員会委員長大竹忠盛。

○議長 次に、田中産業建設常任委員長の報告を求めます。

○田中剛産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案7件について、12月1

0日に審査を行いました。

審査結果はお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案どおり可決決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして、特に指摘、要望のありました事項を抜粋して報告申し上げます。

まず、議案第119号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」及び議案第120号「西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について」委員より、バイオエタノールの需要拡大による輸入飼料の高騰が上げられているが、飼料が高くなったために、宇和町の牧場では急遽稲わらに切りかえていくところが出ている。貸し付けるだけでは畜産農家の置かれている立場が根本的に解決されるものではない。稲わらは全部飼料に回す、穀物を生産するといった形でいかないと畜産農家の経営改善につながらない。一時的な対策では根本的な解決にならないが、どのように考えているか尋ねたところ、現在水田側と畜産側との耕畜連携事業に取り組んでおり、収穫では、機械によってわらを丸めて収穫するといった機械の実証試験も毎年行っている。県も力を入れており、実証しながらさらに畜産振興の事業に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、養豚業者に対しての手ではないのかと尋ねたところ、今のところは養豚についての基金はないが、養豚の経営状況は、大きな会社組織で経営されており、出荷もそれぞれ独自のものがあるとの答弁がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第131号「平成19年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、当委員会に付託となりました予算についてを議題とし質疑に入りました。

建設課分について、委員より、西予市は急傾斜地域が多いのに415万円が減になっている理由をただしたところ、当初予算にはがけ防災工事8本を計上していたが、すべてが県補助にならなかったため、県補助対象分のみ支出となったとの答弁があり、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第134号「西予市簡易水道事業特

別会計補正予算（第3号）」について、委員より、総務管理費で給料の一般職給1万4,000円はどういう職員か、どういう名目で組まれたのかを尋ねたところ、人事院勧告による職員の給料改正によるもので、職員4名の給与アップ分との答弁があり、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第135号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員より、くみ取り手数料が補正に上がっているが、これは見込みが違ったのかと尋ねたところ、冬場に集落排水処理場に放線菌が発生するおそれがあるため、見込める範囲は見込みたいとの答弁があり、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第136号「西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員より、財務省公営企業金融公庫その他金利は幾らかと尋ねたところ、借入分については2.1%との答弁があり、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第137号「西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員より、90万円の委託料の中身について尋ねたところ、電算に関するもので、料金改定をする場合においてシミュレーションがつかめるといったソフトの開発に係るものとの答弁がありました。

以上、議案7件すべて原案のとおり可決決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成19年12月19日、産業建設常任委員会委員長田中剛。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第119号「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について」及

び議案第１２０号「西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について」の２件を一括採決いたします。

ただいまの委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第１１９号及び議案第１２０号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１２１号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第１３０号「西予市野村学園条例を廃止する条例制定について」までの１０件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第１２１号から議案第１３０号までの１０件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３１号「平成１９年度西予市一般会計補正予算（第４号）」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第１３１号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３２号「平成１９年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１３９号「平成１９年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」までの８件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第１３２号から議案第１３９号までの８件は原案のとおり決定いたしました。

（日程２）

○議長 次に、日程第２、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認する

ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたく思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から今定例会閉会のごあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成１９年第４回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

昨日本市が重点的に計画として掲げておりました地域再生計画の授与式が首相官邸におきましてとり行われ、その式典に出席させていただきました。ご案内のとおり、この地域再生計画の適用期間は、認定の日から平成２２年３月３１日となっております。私はぜひこの期間において、地域に密着した農林水産資源活用型産業の育成と視野の広い観光関連産業の振興を再生のベースとしながら、これに雇用効果の高い企業誘致を加えた３つの施策に積極的に取り組み、地域の活性化を図りたいと考えております。

さて、今期定例会では１２月６日から本日１９日までの１４日にわたる会期で提案いたしました２３議案につきまして、滞りなく議了いただきましたことにありがとうございます。審議の間におきましては、さまざまなご指摘、ご意見をいただきました点につきましては、執行に当たり十分に心して努めたいと存じております。

また、一般質問につきましては、それぞれの立場からさまざまなご意見、ご提言をいただきましたが、答弁いたしましたとおり、実施できるものから進めていく所存でありますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これからの時節はいよいよ厳寒に向かってまいりますので、どうか議員の皆様には切

にご自愛をくだしまして、来る平成２０年が希望に満ちあふれた幸多い年になりますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさいつとさせていただきます。１年間ありがとうございました。

○議長 これをもって平成１９年第４回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後２時２９分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成１９年第４回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第１１８号	八幡浜地区施設事務組合規約の変更について	19.12. 6	原案可決
議案第１１９号	西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２０号	西予市肥育肉用牛及び乳用牛産地強化支援事業等資金貸付基金条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２１号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２２号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２３号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２４号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２５号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２６号	西予市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２７号	西予市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２８号	西予市霊柩自動車条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１２９号	西予市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１３０号	西予市野村学園条例を廃止する条例制定について	19.12.19	原案可決
議案第１３１号	平成１９年度西予市一般会計補正予算（第４号）	19.12.19	原案可決
議案第１３２号	平成１９年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	19.12.19	原案可決
議案第１３３号	平成１９年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）	19.12.19	原案可決
議案第１３４号	平成１９年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	19.12.19	原案可決
議案第１３５号	平成１９年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	19.12.19	原案可決
議案第１３６号	平成１９年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	19.12.19	原案可決
議案第１３７号	平成１９年度西予市上水道事業会計補正予算（第２号）	19.12.19	原案可決
議案第１３８号	平成１９年度西予市病院事業会計補正予算（第２号）	19.12.19	原案可決
議案第１３９号	平成１９年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）	19.12.19	原案可決
諮問第 ３号	人権擁護委員候補者の推薦について	19.12. 6	原案同意
	議員派遣の件について	19.12. 6	承認
	議員派遣の件について	19.12.19	承認